資料1

第10期
八尾市高齢者保健福祉計画
及び介護保険事業計画

令和9年度(2027年度)～令和11年度(2029年度)

骨子案

令和9年(2027年)3月

八　尾　市

目 次

第1章　計画の概要 1
1. 計画策定の主旨 1
2. 計画期間 1
3. 計画策定の経過 2
4. 計画の進行管理 2
5. 計画をとりまく動向と計画の位置づけ 3
第2章　現状と中長期の見通し 5
1. 人口及び世帯数の推移 5
2. 中長期の見通し 6
3. 第1号被保険者の状況 9
4. フレイルの状況 10
5. 要支援・要介護認定の状況 11
6. 介護サービス等の状況 16
7. 第9期計画の指標達成状況 29
第3章　第10期計画の基本的な考え方と方向性 32
1. 計画の体系 32
2. 重点方針 33
3. 基本施策 34
基本施策1　健康づくり・介護予防と社会参加の推進 34
基本施策2　地域における支援体制の充実 40
基本施策3　権利擁護の推進 48
基本施策4　介護保険制度の持続可能性の確保 56

第1章　計画の概要

1. 計画策定の主旨

本市は、人口約 26 万人の中核市であり、市民力、地域力を大きな原動力とし、市民と行政の協働のもと、全ての人が幸せを感じられるようなまちづくりを推進しています。平成3年(1991)年までは、ゆるやかに増加していた人口は、それ以降、減少が続いており、令和8年(2026年)3 月時点で、高齢者人口 73,081 人、高齢化率 28.3%と高齢化が緩やかに進んでいます。また、今後はこうした傾向に加え、85 歳以上人口や認知症高齢者の増加が見込まれ、介護・医療ニーズがより一層高まります。

本市における「八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」については、平成 12 年(2000 年)の制度発足時からこれまで8回の改定を重ね、高齢者の介護予防や健康づくり、認知症対策の推進、生活支援など、高齢者保健福祉施策の推進とあわせて介護保険制度の適正で持続的な運営を推進してきました。

令和 25 年(2043 年)までの本市の人口推計では、高齢化率が上昇の一途をたどり、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口も令和 15 年までは増加傾向で、認知症高齢者数も令和 12 年(2030 年)には 11,000 人を超え、およそ高齢者の 7 人に 1 人になると見込まれます。高齢者人口の推移や介護サービスのニーズに中長期的な展望をもち、高齢者が自分らしく安心して暮らし続けられるまちをめざし、地域での支え合いや健康づくり・介護予防の推進、安定した介護保険制度の運営を図るため、令和 11 年度(2029 年度)までを期間とする第 10 期計画を策定するものです。

2. 計画期間

本計画は、令和9年度(2027 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの3年間を計画期間とします。

3. 計画策定の経過

計画の策定にあたり、庁内検討により本市における上位計画、関連計画との整合性の確保を図るとともに、学識経験者や各種団体の代表者、市民委員等で構成される「社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」にて、計画の推進や現状と課題、方向性等について検討し、幅広い見地から意見を聴取しました。

また、計画策定にあたり、下記のアンケート調査を実施しました。

	高齢者実態調査	在宅介護実態調査
目的	日頃の健康や活動の状況、保健福祉サービスの利用状況や意向を把握	在宅介護の状況や家族等介護者の状況などの把握
対象者	要介護認定を受けていない 65 歳以上の人	主に在宅で要支援・要介護認定を受けている人
実施期間	令和7年(2025 年)12 月4日～令和7年(2025 年)12 月 26 日	

本計画の素案の段階で、「市民意見提出制度」に基づいて、パブリックコメントを実施し、本計画に市民の意見を反映します。(実施期間　令和8年(2026 年)●月●日～令和8年(2026 年)●月●日:意見提出数●件)

4. 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会及び地域包括支援センター運営協議会を定期的に開催するとともに、本市における行政評価を毎年度実施します。

上記を踏まえ、本市の実情に応じた目標を設定し、各年度において計画の進捗状況を評価するとともに、新たな取り組みにつなげていきます。(PDCAサイクル)

社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

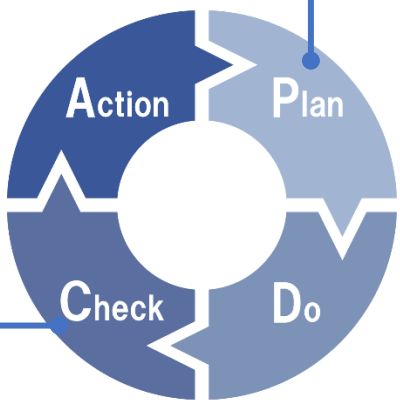
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定や進行状況などについて、審議・評価し、高齢者福祉の推進や介護保険制度の円滑かつ適切な運営を図ります。

地域包括支援センター運営協議会

公正・中立性の確保の観点から、高齢者あんしんセンターで行う包括的支援事業の運営状況などを評価し、事業の円滑な実施を図ります。

行政評価

市政運営の進行管理の仕組みとして行政評価を導入しており、各事業の実施状況等の評価を毎年度行い、取り組みを推進します。



5. 計画をとりまく動向と計画の位置づけ

【第1期計画から第10期計画までの改正概要】

第1期 （平成12年度～） 第2期 （平成15年度～）	平成12年4月　介護保険法施行
第3期 （平成18年度～）	平成17年改正（平成18年4月等施行） ○介護予防の重視（要支援者への給付を介護予防給付に。介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施） ○施設給付の見直し（食費・居住費を保険給付の対象外に。所得の低い方への補足給付）（平成17年10月） ○地域密着サービスの創設、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第1号保険料の設定など
第4期 （平成21年度～）	平成20年改正（平成21年5月施行） ○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化など
第5期 （平成24年度～）	平成23年改正（平成24年4月等施行） ○地域包括ケアの推進。24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設。介護予防・日常生活支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予（公布日） ○介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護 ○介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和。地域密着型サービスの公募・選考による指定を可能に。各都道府県の財政安定化基金の取り崩しなど
第6期 （平成27年度～）	平成26年改正（平成27年4月等施行） ○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等） ○全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化 ○低所得の第一号被保険者の保険料の軽減割合を拡大 ○一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ（平成27年8月）など
第7期 （平成30年度～）	平成29年改正（平成30年4月等施行） ○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化 ○「日常的な医学管理」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設 ○介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスを位置付け ○特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し（2割→3割）、介護納付金への総報酬割の導入など
第8期 （令和3年度～）	令和2年改正（令和3年4月等施行） ○2025・2040年を見据えたサービス基盤と人的基盤の整備 ○地域共生社会の実現 ○介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施） ○有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 ○認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進 ○地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○災害や感染症対策に係る体制整備
第9期 （令和6年度～）	令和5年改正（令和6年4月等施行） ○介護情報基盤の整備 ○介護サービス事業者の財務状況等の見える化 ○介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取り組みに係る努力義務 ○看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化 ○地域包括支援センターの体制整備など
第10期 （令和9年度～）	令和8年改正 ○「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」を見据えた制度・地域包括ケアの設計 ○介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援 ○地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケアの推進及び強化 ○中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームにおける登録制による事前規制の導入

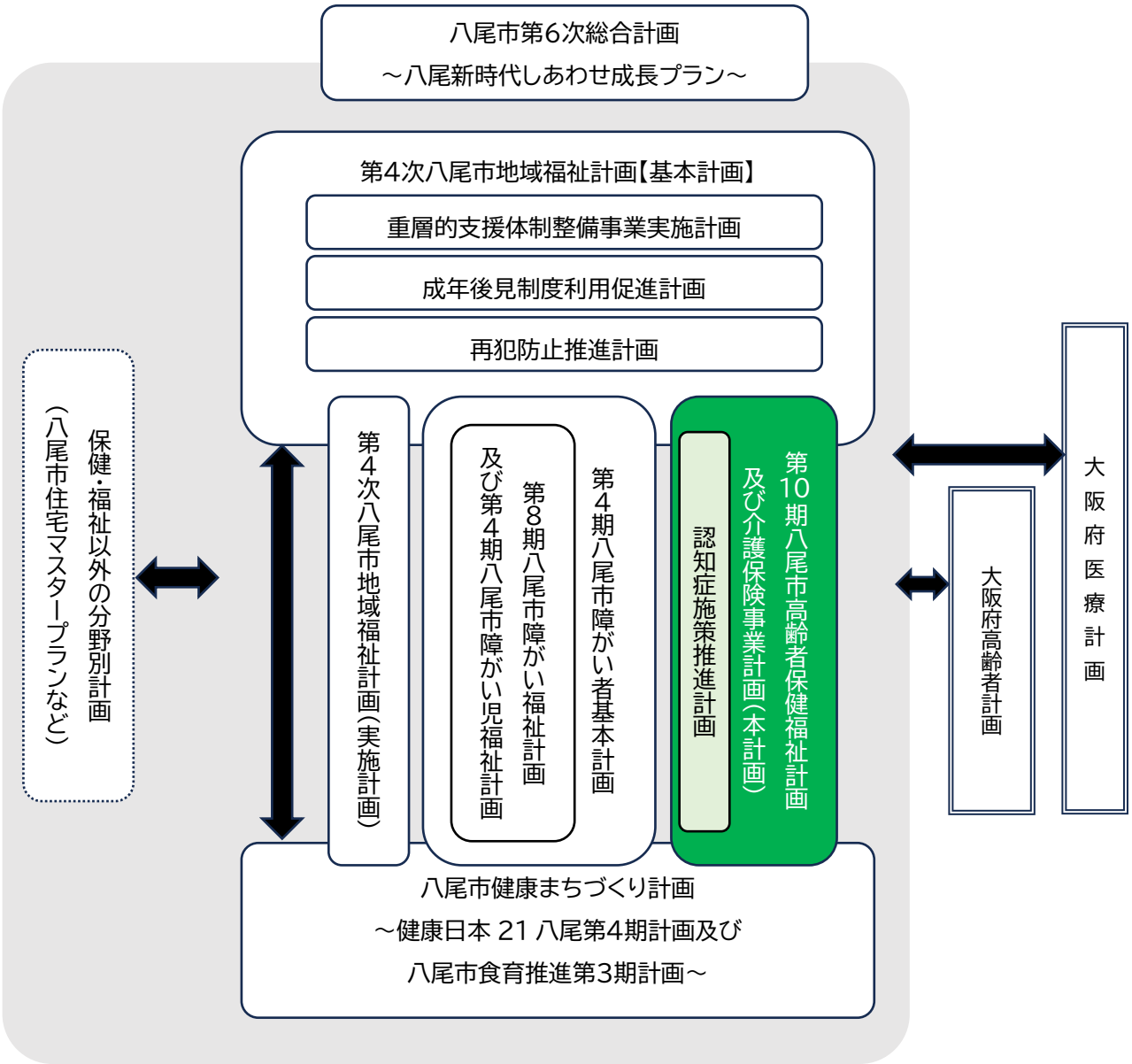
【計画の位置づけ】

本計画は、高齢者保健福祉計画として、高齢者の福祉施策及び健康づくりに関する施策等を推進するための内容と、介護保険事業計画として、介護サービスの円滑な実施を図るとともに、サービス提供体制の確保及び効率的な運営を実現するための2つの内容を含んだ計画となっています。

「八尾市第6次総合計画」や「第4次八尾市地域福祉計画」を上位計画とし、さらに「八尾市健康まちづくり計画」をはじめとした各分野別の計画と調和のとれた計画とします。

計画策定にあたっては、国・大阪府の策定指針に基づき協議を行い、大阪府の「大阪府高齢者計画」及び「大阪府医療計画」などの考え方を踏まえた計画としています。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく「認知症施策推進計画」を包含して策定します。



第2章　現状と中長期の見通し

1. 人口及び世帯数の推移

(1)総人口の推移

本市の総人口は、令和８年(2026 年)9月末に、257,035 人となっています。

年齢階層別の人口割合をみると、65 歳以上の高齢者の割合はほぼ横ばいですが、75 歳以上の後期高齢者の割合は、年々増加しており、令和８年(2026 年)は 18.1%と近年で最大値となっています。

■総人口及び 年齢階層別 構成比の推移　（単位：人）

	令和４年 (2022年)	令和５年 (2023年)	令和６年 (2024年)	令和７年 (2025年)	令和８年 (2026 年)
総人口	262,371	260,921	259,499	257,912	257,035
総人口増減率	-0.63%	-0.56%	-0.55%	-0.62%	-0.34%
0～14 歳	12.1%	11.9%	11.8%	11.6%	11.5%
15～64 歳	59.6%	59.8%	59.9%	60.0%	60.1%
65 歳以上	28.3%	28.3%	28.3%	28.3%	28.4%
75 歳以上	16.1%	16.8%	17.4%	17.8%	18.1%

資料：住民基本台帳人口(各年9月末時点)

(2)高齢者のいる世帯の状況

世帯数の推移・世帯の構成状況

総世帯及び高齢者のいる世帯は増え続け、高齢者のいる世帯は総世帯数の 44.0%を占めています。その内訳は、ひとり暮らし高齢者世帯が増加し、高齢者夫婦世帯が増加から減少に転じています。

■世帯数の推移　（単位：世帯）

	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和２年 (2020 年)	令和7年 (2025 年)
総世帯　A	105,746	108,704	110,414	114,115	115,390
うち高齢者のいる世帯　B	36,286	42,076	48,550	49,855	50,817
B/A	34.3%	38.7%	44.0%	43.7%	44.0%
うち高齢者単独世帯　C	9,598	12,024	15,179	17,067	20,015
C/A	9.1%	11.1%	13.7%	15.0%	17.3%
うち高齢者夫婦世帯　D	11,886	13,532	15,123	13,263	13,669
D/A	11.2%	12.4%	13.7%	11.6%	11.8%
うち三世代同居世帯　E	4,575	3,871	3,448	2,755	1,972
E/A	4.3%	3.6%	3.1%	2.4%	1.7%

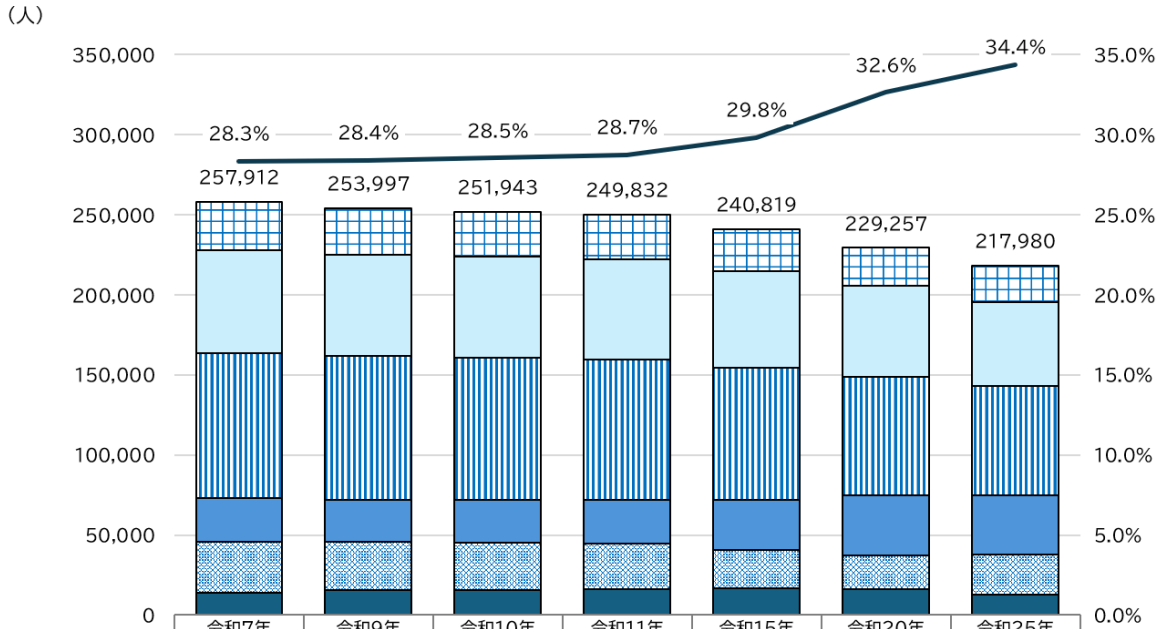
資料：国勢調査

2. 中長期の見通し

(1)人口推計

本市の5年間の住民基本台帳人口をもとに推計した令和9年(2025 年)以降の将来人口をみると、総人口は減少が続くと予測されます。

高齢化率は、第10期計画期間においては 28.4%から 28.7%と見込まれ、その後も横ばいからわずかに上昇し、令和 20 年(2038 年)に 32.6%、令和 25 年(2043 年)に 34.4%と見込まれます。



	令和7年(2025)	令和9年(2027)	令和10年(2028)	令和11年(2029)	令和15年(2033)	令和20年(2038)	令和25年(2043)
0~14歳	30,029	28,928	28,340	27,918	25,864	23,804	22,553
15~39歳	64,409	63,455	63,078	62,519	60,398	56,722	52,180
40~64歳	90,397	89,487	88,608	87,607	82,742	73,913	68,304
65~74歳	27,273	26,322	26,523	27,094	31,208	37,393	36,904
75~84歳	31,953	30,404	29,585	28,457	23,926	21,307	25,154
85歳以上	13,851	15,401	15,809	16,237	16,681	16,118	12,885
総数	257,912	253,997	251,943	249,832	240,819	229,257	217,980
65歳以上(高齢者)	73,077	72,127	71,917	71,788	71,815	74,818	74,943
75歳以上(後期高齢者)	45,804	45,805	45,394	44,694	40,607	37,425	38,039
高齢化率	28.3%	28.4%	28.5%	28.7%	29.8%	32.6%	34.4%

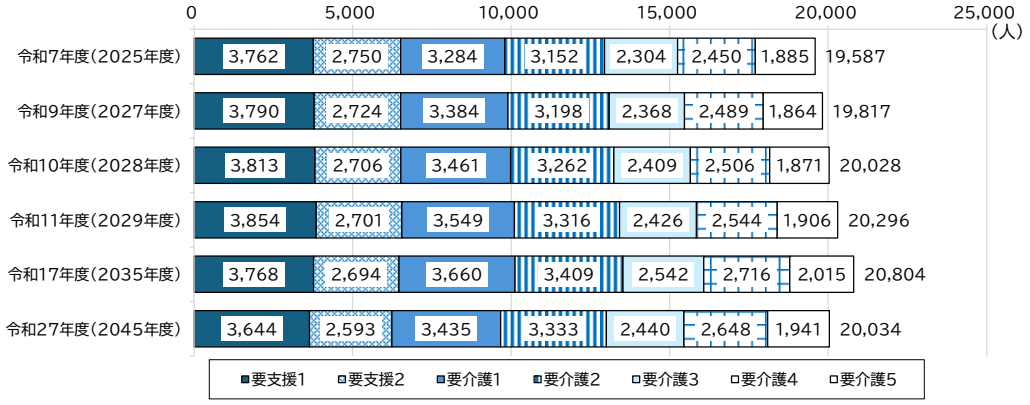
(2)要支援・要介護認定者数の推計

令和9年度(2027 年度)から令和 11 年度(2029 年度)の要支援・要介護認定者数は、約2万人前後で増加傾向が見込まれます。令和7年度(2025 年度)に対する認定者数合計の増加率は、令和 17 年度(2035 年度)において 106.2%、令和 27 年度(2045 年度)において 102.3%と予測されます。

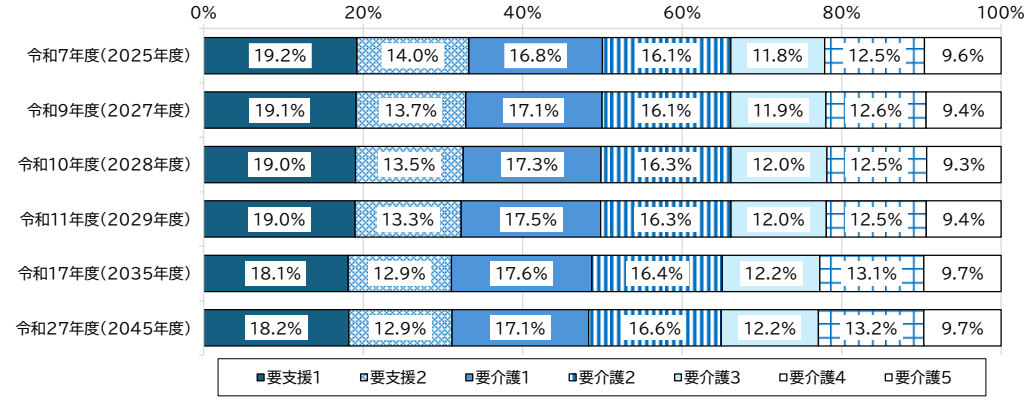
	令和7年度(2025 年度)	令和9年度(2027 年度)	令和 10 年度(2028 年度)	令和 11 年度(2029 年度)	令和 11 年度増加率(令和7年度比)	参考値			
						令和 17年度(2035 年度)	令和 17 年度増加率(令和7年度比)	令和 27年度(2045 年度)	令和 27 年度増加率(令和7年度比)
要支援1	3,762	3,790	3,813	3,854	102.4%	3,768	100.2%	3,644	96.9%
要支援2	2,750	2,724	2,706	2,701	98.2%	2,694	98.0%	2,593	94.3%
要介護1	3,284	3,384	3,461	3,549	108.1%	3,660	111.4%	3,435	104.6%
要介護2	3,152	3,198	3,262	3,316	105.2%	3,409	108.2%	3,333	105.7%
要介護3	2,304	2,368	2,409	2,426	105.3%	2,542	110.3%	2,440	105.9%
要介護4	2,450	2,489	2,506	2,544	103.8%	2,716	110.9%	2,648	108.1%
要介護5	1,885	1,864	1,871	1,906	101.1%	2,015	106.9%	1,941	103.0%
合計	19,587	19,817	20,028	20,296	103.6%	20,804	106.2%	20,034	102.3%
認定率	26.5%	26.1%	26.4%	26.8%	―	26.8%	―	24.9%	―

資料:厚生労働省「見える化」システム ※令和7年度は実績値(9月末)(令和8年度へ更新予定)
※認定者数は第1号被保険者数と第2号被保険者数の計
※認定率は第1号被保険者数に対する第1号の認定者数の割合

【要支援・要介護認定者数の推計】



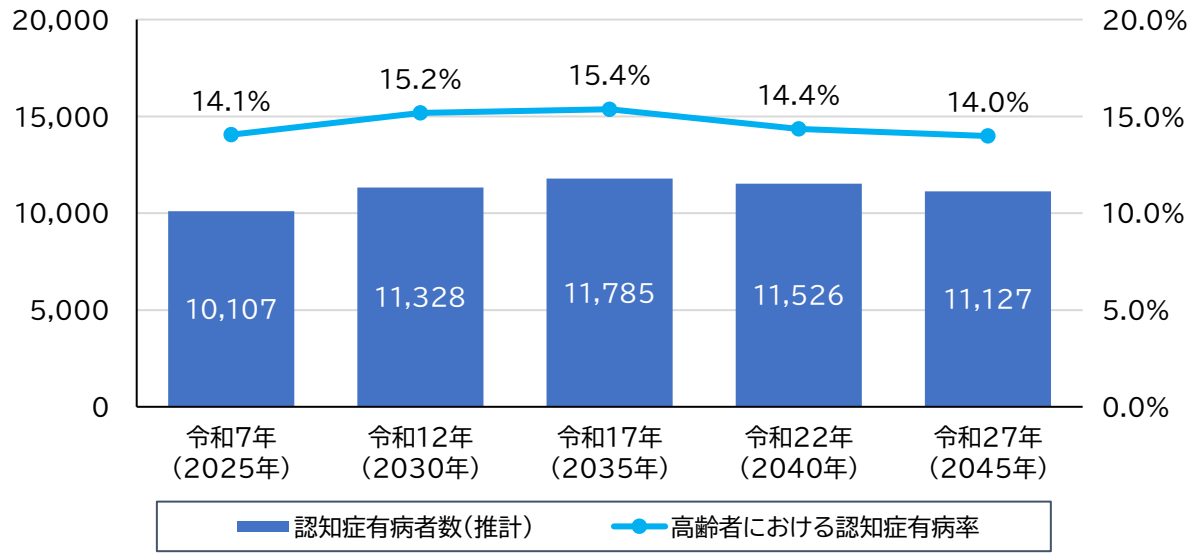
【要支援・要介護認定者の介護度別構成比の推計】



(3)認知症高齢者等の推計

認知症高齢者数は、今後、全国的に増加すると推計されています。「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年)における高齢者における年齢別の認知症有病率に基づき、本市の認知症高齢者数を推計したところ、令和 17 年(2035 年)に 11,785 人と最も高くなっています。

令和 27年(2045 年)には認知症高齢者数は 11,127 人で高齢者の7人に1人になると見込まれます。



※認知症有病者数(推計):認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究(老人保健健康増進等事業)における年齢別有病率を本市の人口(令和7年)、将来推計人口(人口社会学研究所)に乗じて推計

※高齢者における認知症有病率:上記の本市における認知症有病者数(推計)が、将来推計人口(人口社会学研究所)の 65 歳以上の人口のうち占める割合を算出

(4)中長期の見通しの整理

本市では、総人口は減少傾向にありますが、65 歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は増加していく見込みです。

また、支援を必要とする高齢者は増加し、第 10 期計画期間中においては要支援・要介護認定者数は2万人を超え、認知症高齢者数も 11,000 人を超えると予測されています。

第 10 期計画では、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の前期高齢者となる令和 22 年(2040 年)を見据え、中長期的な視野に立って介護保険制度の持続可能性の確保を図り、健康づくり・介護予防の推進、医療・介護の一層の連携、介護人材の確保といった諸課題に取り組んでいく必要があります。

3. 第1号被保険者の状況

第1号被保険者数は、減少し続けており、令和7年度(2025年度)は 72,806 人(28.2%)と、前年度より 443人減少しています。

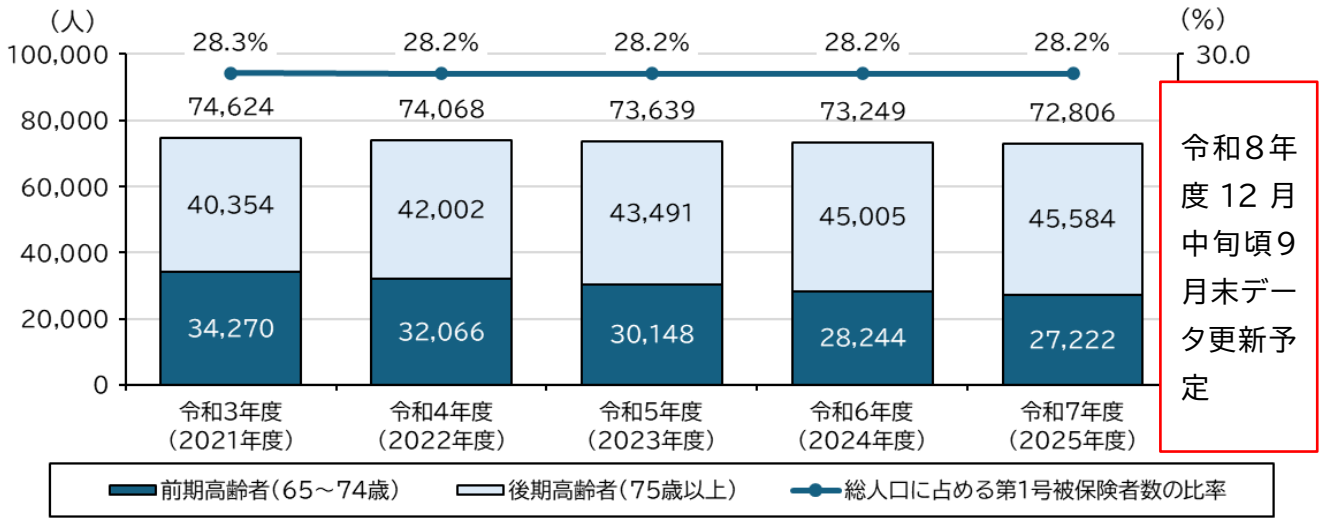
また、高齢者の内訳をみると、総人口に占める前期高齢者は 10.6%、後期高齢者は 17.7%となっています。近年、前期高齢者の割合は減少傾向にあり、後期高齢者の割合は増加傾向が続いています。

■第1号被保険者数の推移　　(単位:人)

	第 8 期計画期間			第 9 期計画期間		
	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
(A)第1号被保険者数 ※1	74,624	74,068	73,639	73,249	72,806	12 月中旬頃9月末データ更新予定
前期高齢者(65~74 歳)	34,270	32,066	30,148	28,244	27,222	
割合	45.9%	43.3%	40.9%	38.6%	37.4%	
後期高齢者(75 歳以上)	40,354	42,002	43,491	45,005	45,584	
割合	54.1%	56.7%	59.1%	61.4%	62.6%	
(B)総人口 ※2	264,032	262,371	260,921	259,499	257,912	
総人口に占める第1号被保険者数の比率(A)/(B)【高齢化率】	28.3%	28.2%	28.2%	28.2%	28.2%	
前期高齢者(65~74 歳)	13.0%	12.2%	11.6%	10.9%	10.6%	
後期高齢者(75 歳以上)	15.3%	16.0%	16.7%	17.3%	17.7%	

資料:介護保険事業状況報告
※1　各年度9月末の値
※2　各年度9月末の値

【前期・後期高齢者数と高齢化率の推移】



4. フレイル(※1)の状況

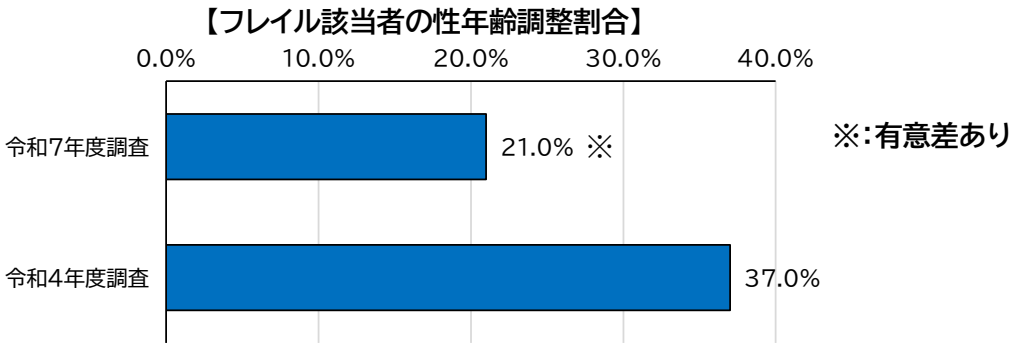
介護予防チェックリスト(※2)によるフレイル該当者の性年齢調整割合は、令和7年度 21.0%であり、令和4年度(37.0%)と比べて 16.0 ポイント減少しています。 また、フレイルという言葉を知っている人の性年齢調整割合は、令和7年度 44.5%であり、令和4年度(22.7%)と比べて、21.8ポイント増加しています。

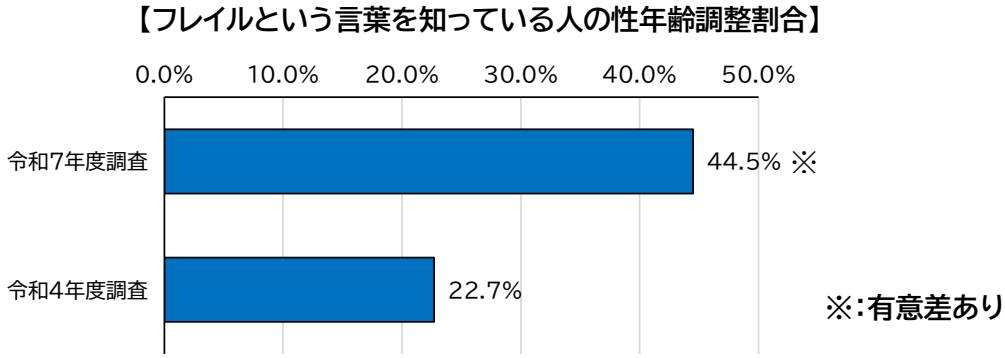
※1「フレイル」とは・・・

加齢によって筋力や心身の働きが低下して、「要介護」状態に近づいてきた状態をいいます。運動、栄養、口腔ケア、社会や人とのつながりなどで、フレイル予防に取り組むことで、介護が必要となる時期を先延ばしすることができます。

※2「介護予防チェックリスト」とは・・・

東京都健康長寿医療センターが開発したフレイルのリスクを判定するツール。合計点数が 4 点以上は、「すでにフレイルが始まっている(フレイル該当者)」、2～3 点なら「フレイル予備群」、0～1 点なら「フレイルではない」と判定されます。





資料:八尾市保健所健康まちづくり科学センター調査

※:「有意差あり」とは、グラフに示された差が、偶然に生じたとは考えにくいことを示します。

5. 要支援・要介護認定の状況

(1)要支援・要介護認定申請件数の状況

申請件数(月次平均)の合計は、令和7年度(2025年度)には 1,223 件と、前年度に比べて約 115 件増加しています。内訳をみると、前年度に比べて新規申請は 27.7 件減、更新申請は149. 3件増、区分変更申請は 7.3件減となっています。

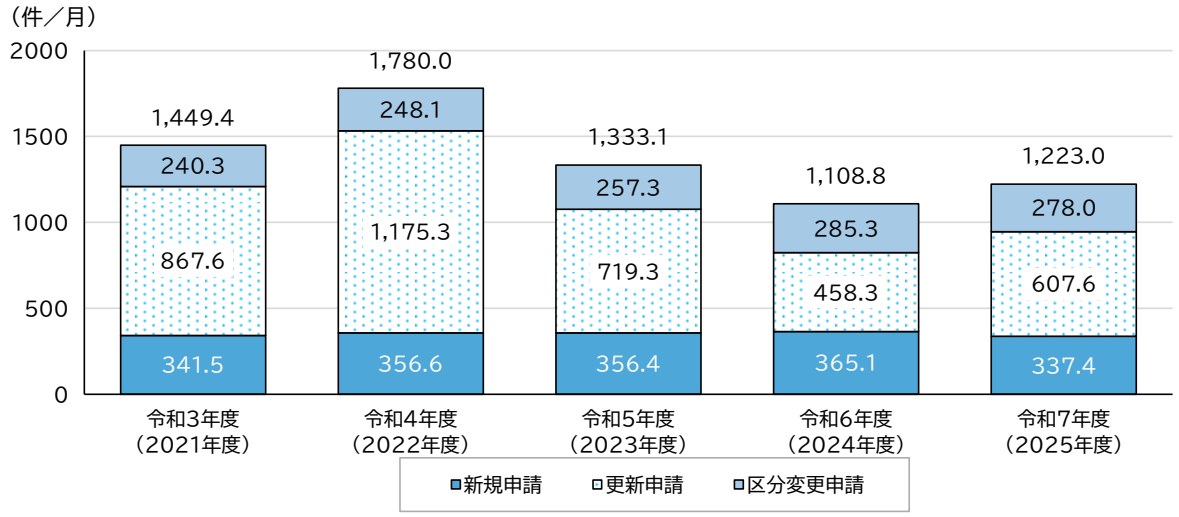
令和2年度から、国の通知に基づき、現に保有する認定有効期間に最長12か月までの期間を合算する取扱いを行っていましたが、令和4年9月からはこの取扱いを変更したため、令和4年度(2022 年度)は更新件数が高くなっています。

■要支援・要介護認定申請件数の推移　　(単位:件)

		第 8 期計画期間			第 9 期計画期間	
		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)
年間	新規申請	4,098	4,279	4,277	4,381	4,049
	更新申請	10,411	14,104	8,632	5,500	7,291
	区分変更申請	2,884	2,977	3,088	3,424	3,336
	合計	17,393	21,360	15,997	13,305	14,676
月次平均	新規申請	341.5	356.6	356.4	365.1	337.4
	更新申請	867.6	1,175.3	719.3	458.3	607.6
	区分変更申請	240.3	248.1	257.3	285.3	278.0
	合計	1,449.4	1,780.0	1,333.1	1,108.8	1,223.0

資料:大阪府月例報告
実績値は月次データの年間合計値及び月次平均
要支援者の新規申請は、区分変更申請扱いとして計上

【申請種別　月次平均件数の推移】



(2)要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は、令和7年度(2025年度)では19,587人と、前年度と比べて488人増加しています。

要支援・要介護認定者数の内訳をみると、後期高齢者の占める割合が年々上昇しており、令和7度(2025年度)では前年度と比べて506人増加し、89.4%まで上昇する一方で、前期高齢者は30人減少しています。

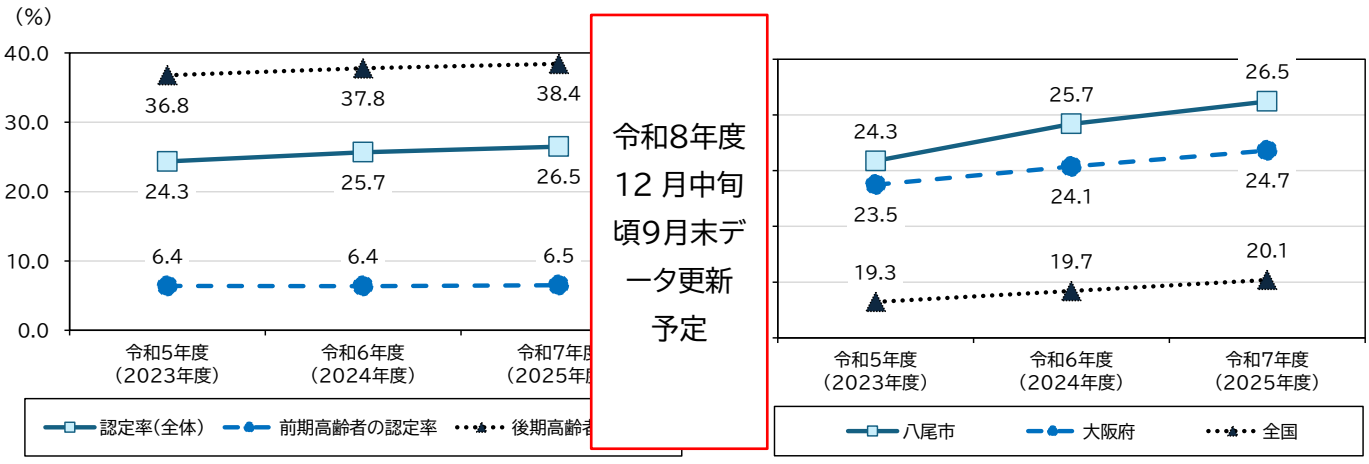
また要支援・要介護認定率は、令和7年度(2025年度)では26.5%と過去最も高く、全国、大阪府に比べて前年度からの上昇割合が高くなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移　　(単位:人)

	第8期計画期間			第9期計画期間		
	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
(A)第1号被保険者数	74,624	74,068	73,639	73,249	72,806	
前期高齢者(65~74歳)	34,270	32,066	30,148	28,244	27,222	12月中旬頃9月末データ更新予定
後期高齢者(75歳以上)	40,354	42,002	43,491	45,005	45,584	
(B)要支援・要介護認定者数	17,783	18,132	18,217	19,099	19,587	
(C)第2号被保険者	294	287	288	291	303	
前期高齢者(65~74歳)	2,268	2,095	1,927	1,803	1,773	
後期高齢者(75歳以上)	15,221	15,750	16,002	17,005	17,511	
後期高齢者の占める割合	85.6%	86.9%	87.8%	89.0%	89.4%	
認定率((B)-(C))／(A)	23.4%	24.1%	24.3%	25.7%	26.5%	
前期高齢者の認定率	6.6%	6.5%	6.4%	6.4%	6.5%	
後期高齢者の認定率	37.7%	37.5%	36.8%	37.8%	38.4%	

資料:介護保険事業状況報告(各年度9月末時点)
実績値は9月末時点
認定率は、第1号被保険者数に対する第1号認定者数の割合

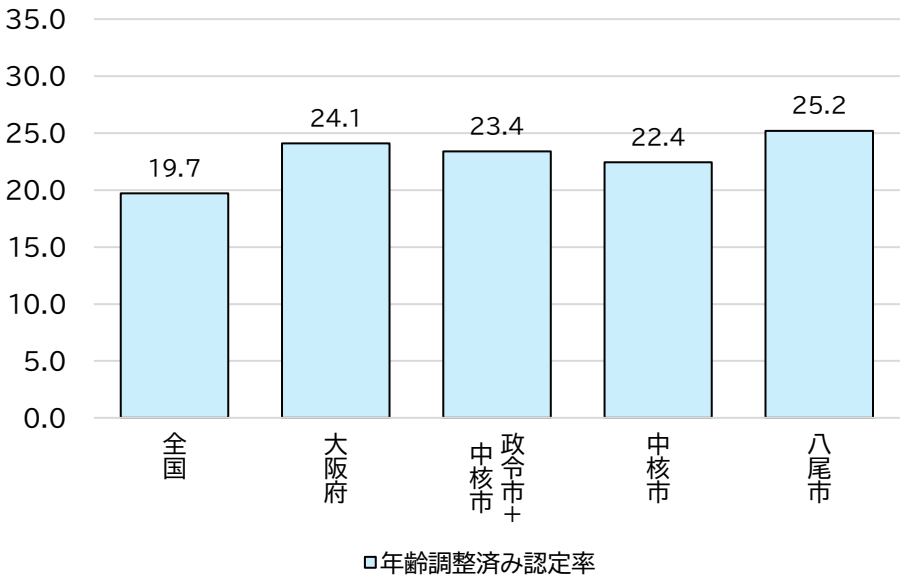
【八尾市の全体、前期高齢者、後期高齢者別の認定率の推移】　**【八尾市、大阪府、全国の認定率の推移】**



令和7年(2025 年)3月末の状況において、本市の第1号被保険者の認定率は 26.3%であり、大阪府内の保険者と比べると、43 保険者中6番目に高くなっています。また、令和2年国勢調査結果による高齢化率は 29.2%で 26 番目となっています。

【保険者、大阪府、全国の認定率／高齢化率／調整済認定率】

	認定率（%）	順位（位）	高齢化率（%）	順位（位）	年齢調整済み認定率(%)	順位（位）
全国	20.1	-	29.9	-	19.7	-
大阪府	24.7	-	28.3	-	24.1	-
大阪府(政令市+中核)	24.1	-	28.7	-	23.4	-
大阪市	28.4	1	25.6	34	27.5	1
堺市	26.8	4	30.1	20	26.0	2
高槻市	21.2	27	30.0	21	20.2	36
東大阪市	26.7	5	29.4	24	25.8	3
豊中市	24.7	8	26.7	31	23.3	13
枚方市	20.4	35	32.4	11	20.6	31
八尾市	**26.3**	**6**	**29.2**	**26**	**25.2**	**5**
寝屋川市	21.1	30	31.0	15	20.8	30
吹田市	21.7	23	24.3	36	21.2	27



※認定率：厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより)
(時点)令和7年(2025 年)3月末 (出典)令和6年度「介護保険事業状況報告」月報
※高齢化率：令和2年国勢調査および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
(地域包括ケア「見える化」システム)より
※年齢調整済認定率：調整済認定率を使用。
計算に用いる標準的な人口構造は令和3年度の全国的な全国平均の構成。
(時点)令和7年(2025 年)3月末 (出典)令和6年度「介護保険事業状況報告」月報
※中核市の掲載順は大阪府 HP「中核市への移行」掲載順

(3)要支援・要介護認定者数の要介護度分布

要介護度の分布をみると、令和７年度(2025 年度)の認定者数は、前年度と比べて全体で 488 人増加しています。要介護度別にみると、要介護5のみ前年度に比べて減少し、それ以外の介護度はすべて増加しています。

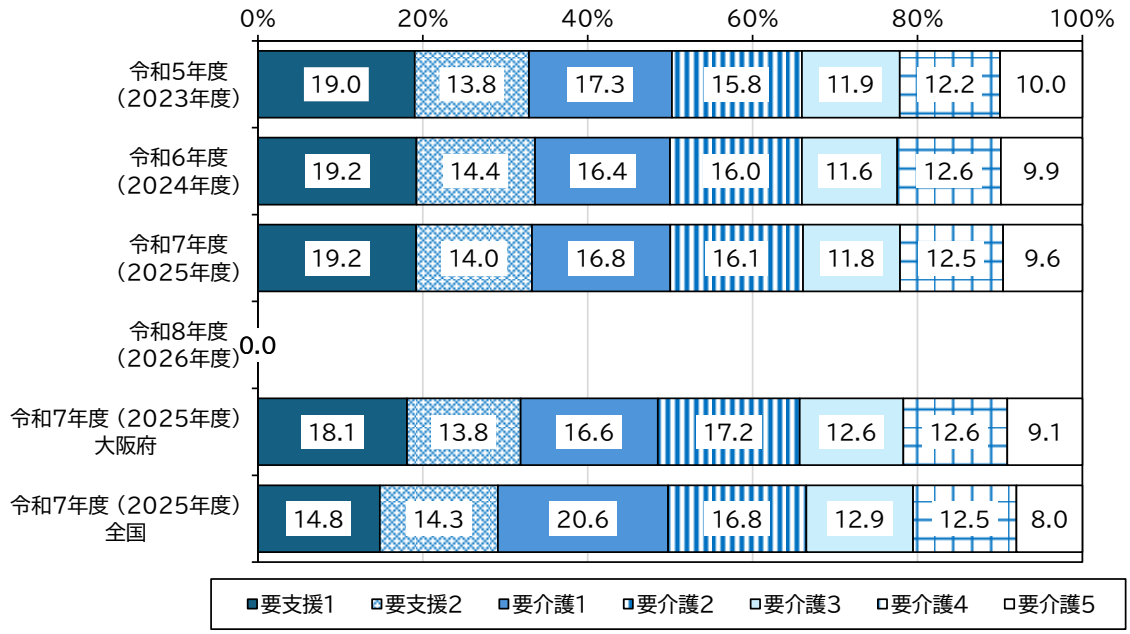
認定者の分布割合は、要支援が 33.2%、要介護が 66.8%を占めています。また、全国と比べて、大阪府、八尾市ともに認定者に占める要支援認定者の割合が高い傾向にあります。

■要支援・要介護認定者数の要介護度分布　　(単位:人)

	第８期計画期間						第９期計画期間					
	令和3年度(2021 年度)		令和4年度(2022 年度)		令和5年度(2023 年度)		令和6年度(2024 年度)		令和7年度(2025 年度)		令和8年度(2026 年度)	
要支援	5,686	32.0%	5,769	31.8%	5,986	32.9%	6,419	33.6%	6,512	33.2%	12 月中旬頃9月末データ更新予定	
要支援１	3,410	19.2%	3,540	19.5%	3,467	19.0%	3,673	19.2%	3,762	19.2%		
要支援２	2,276	12.8%	2,229	12.3%	2,519	13.8%	2,746	14.4%	2,750	14.0%		
要介護	12,097	68.0%	12,363	68.2%	12,231	67.1%	12,680	66.4%	13,075	66.8%		
要介護１	3,312	18.6%	3,494	19.3%	3,160	17.3%	3,130	16.4%	3,284	16.8%		
要介護２	2,800	15.7%	2,707	14.9%	2,873	15.8%	3,054	16.0%	3,152	16.1%		
要介護３	2,009	11.3%	2,005	11.1%	2,161	11.9%	2,206	11.6%	2,304	11.8%		
要介護４	2,180	12.3%	2,326	12.8%	2,219	12.2%	2,400	12.6%	2,450	12.5%		
要介護５	1,796	10.1%	1,831	10.1%	1,818	10.0%	1,890	9.9%	1,885	9.6%		
合計	17,783	100.0%	18,132	100.0%	18,217	100.0%	19,099	100.0%	19,587	100.0%		

資料:介護保険事業状況報告(各年度9月末時点)
実績値は9月末時点
認定者数には、第2号被保険者を含む

【八尾市の要介護度分布の推移と大阪府、全国との比較】

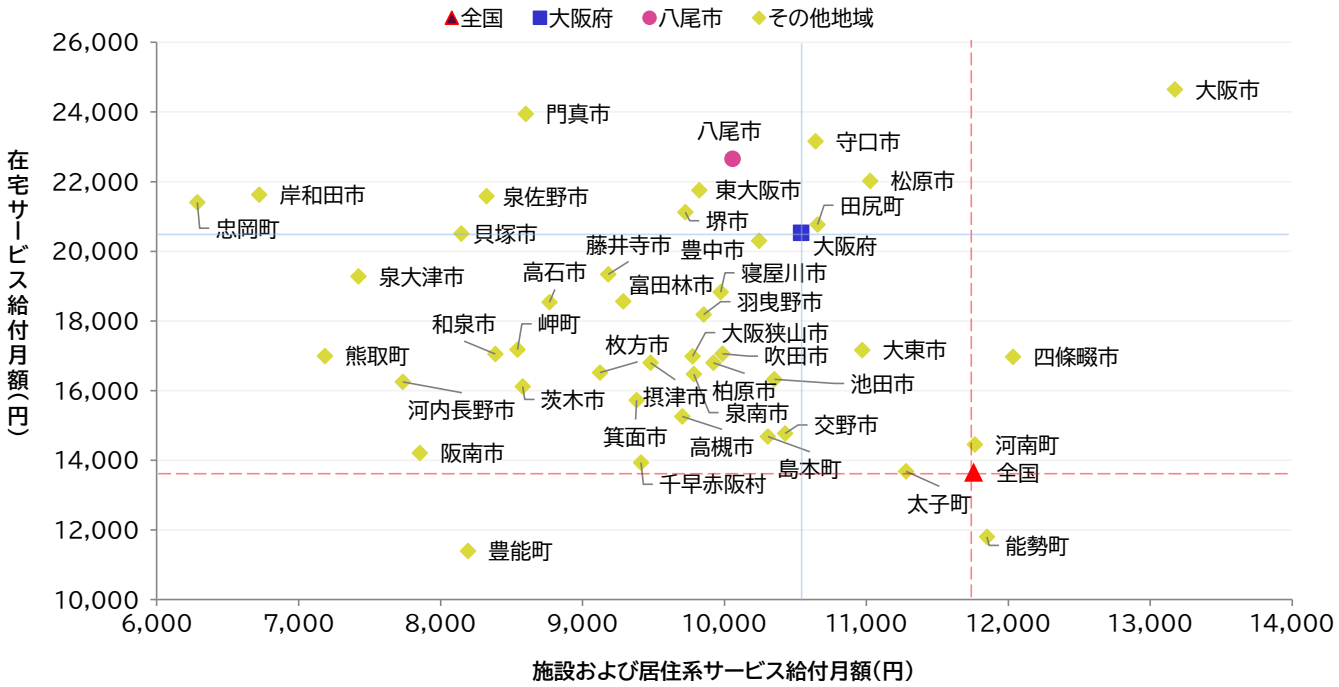


(4)第1号被保険者1人あたり給付月額

第1号被保険者1人あたり調整給付月額の状況をみると、本市では在宅サービスは 22,657 円、施設および居住系サービスの給付月額は 10,057 円となっています。

在宅サービスについては全国の 13,657 円や府の 20,531 円より高く、施設および居住系サービスについては全国の 11,757 円、府の 10,540 円よりも低くなっています。府内 43 保険者のうち、在宅サービスは 4 番目に高く、施設および居住系サービスは 14 番目に高くなっています。

【調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額】



資料:厚生労働省令和7年度「介護保険事業状況報告」年報
(時点)令和7年(2025 年)の見える化システムにより作成

※調整給付月額は、第1号被保険者の性・年齢構成を調整し、単位数に一律 10 円を乗じ、さらに実効給付率を乗じた数。
※本指標の「在宅サービス調整給付月額」は、在宅サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。
※本指標の「施設および居住系サービス調整給付月額」は、第1号被保険者に対する施設および居住系サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。
※在宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(介護老人保健施設等)、福祉用具貸与、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護をさす。
※施設および居住系サービスは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護をさす。

6. 介護サービス等の状況

(1)要支援・要介護認定者と介護サービス利用者

① 要支援・要介護認定者数

第9期計画における要支援・要介護認定者数の実績は、令和7年に19,587人となり、令和5年度(2023年度)から1,370人増加しています。計画値と比較すると、105.9%と上回って推移しています。

■要支援・要介護認定者数における事業計画との比較

	第8期事業計画			第9期事業計画								
	令和5年度（2023 年度）			令和6年度（2024 年度）			令和7年度（2025 年度）			令和8年度（2026 年度）		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
要支援	6,121	5,986	97.8%	6,008	6,419	106.8%	6,054	6,512	107.6%	6,085		
要支援1	3,484	3,467	99.5%	3,548	3,673	103.5%	3,596	3,762	104.6%	3,628		
要支援2	2,637	2,519	95.5%	2,460	2,746	111.6%	2,458	2,750	111.9%	2,457		
要介護	12,829	12,231	95.3%	12,313	12,680	103.0%	12,447	13,075	105.0%	12, 605		
要介護1	3,281	3,160	96.3%	3,294	3,130	95.0%	3,403	3,284	96.5%	3,446		
要介護2	3,156	2,873	91.0%	2,781	3,054	109.8%	2,792	3,152	112.9%	2,814		
要介護3	2,168	2,161	99.7%	2,120	2,206	104.1%	2,102	2,304	109.6%	2,112		
要介護4	2,289	2,219	96.9%	2,313	2,400	103.8%	2,356	2,450	104.0%	2,404		
要介護5	1,935	1,818	94.0%	1,805	1,890	104.7%	1,794	1,885	105.1%	1,829		
合計	18,950	18,217	96.1%	18,321	19,099	104.2%	18,501	19,587	105.9%	18,690		

12 月中旬
頃9月末
データ
更新予定

資料:介護保険事業状況報告

認定者数には、第2号被保険者を含む

(2)介護サービス事業所数及び介護サービス別利用状況

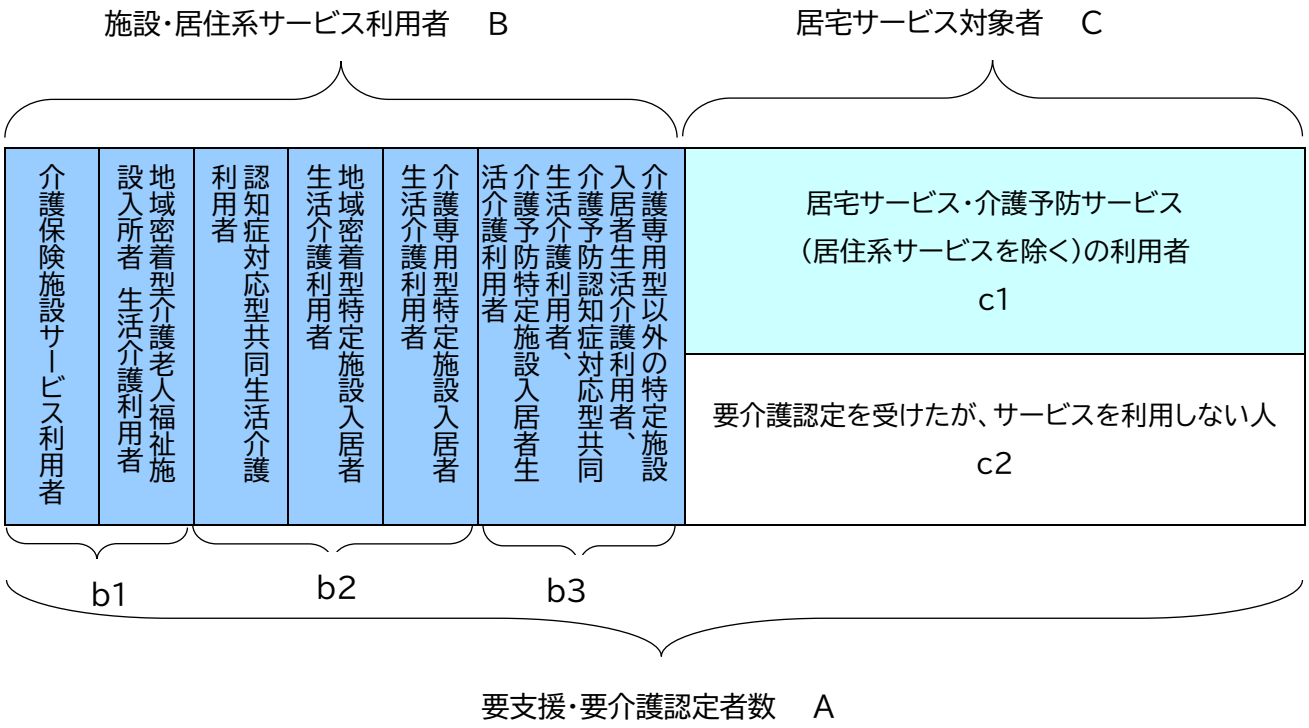
①八尾市における介護サービス事業所の状況

事業種別		(参考)第8期計画 令和5年度 (2023 年度)	第9期計画 令和7年度 (2025 年度)	増減
居宅介護支援事業(事業所数)		104	99	▲5
居宅サービス	訪問介護	165	180	+15
	訪問入浴介護	3	1	▲2
	訪問看護	57	72	+15
	訪問リハビリテーション	2	2	±0
	通所介護	51	56	+5
	通所リハビリテーション	17	15	▲2
	短期入所生活介護	21	22	+1
	短期入所療養介護	6	6	±0
	特定施設入居者生活介護	17	18	+1
	福祉用具貸与	26	25	▲1
施設サービス	介護老人福祉施設	15	15	±0
	介護老人保健施設	5	5	±0
	介護医療院	2	2	±0
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設	8	8	±0
	夜間対応型訪問介護	2	2	±0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	6	+2
	認知症対応型共同生活介護	21	21	±0
	認知症対応型通所介護	8	7	▲1
	小規模多機能型居宅介護	2	1	▲1
	看護小規模多機能型居宅介護	7	9	+2
	地域密着型通所介護	63	63	±0
	地域密着型特定施設入所者生活介護	0	1	+1

各年度9月1日現在

②介護サービス別利用状況

介護サービス別の利用状況では、介護保険施設及び居住系サービス利用者（B）は、ほぼ横ばいで推移しており、一方、居宅サービス利用者（C1）は増加傾向にあります。



令和7年度（2025 年度）の介護保険施設及び居住系サービス利用者は 2,608 人となっており、前年度と比べて 28 人増加しています。

サービス未利用者も前年度と比べて 45 人増加していますが、介護保険サービス利用者割合（利用率）は 73.3%、居宅サービス利用者割合は 69.1%と、ともに令和5年度（2023 年度）以降、最も高い割合となっています。

計画値を見ると介護保険施設及び居宅系サービス利用者が令和7年度（2025 年度）時点で 97.8%となっており、計画値を下回っています。

■介護サービス別利用状況（年間平均）　（単位：人）

			第8期事業計画	第9期事業計画	
			令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）上半期
実績	要支援・要介護認定者数	A	18,241	19,077	19,392
	介護保険施設及び居住系サービス利用者	B	2,567	2,580	2,608
	介護保険施設サービス利用者	b1	1,629	1,631	1,639
	介護専用居住系サービス利用者	b2	314	313	314
	介護専用以外の居住系サービス利用者	b3	624	636	655
	介護保険施設及び居住系サービス利用者割合	B/A	14.1%	13.5%	13.4%
	居宅サービス対象者	C	15,674	16,497	16,784
	居宅サービス利用者	c1	10,783	11,358	11,600
	サービス未利用者	c2	4,891	5,139	5,184
	居宅サービス利用者割合	c1/C	68.8%	68.8%	69.1%
	介護サービス利用者割合	(B+c1)/A	73.2%	73.1%	73.3%
計画	要支援・要介護認定者数	A	18,950	18,321	18,501
	介護保険施設及び居住系サービス利用者	B	2,803	2,613	2,668
	介護保険施設サービス利用者	b1	1,732	1,643	1,651
	介護専用居住系サービス利用者	b2	354	314	317
	介護専用以外の居住系サービス利用者	b3	717	656	700
	居宅サービス対象者	C	16,147	15,561	15,738
計画比	要支援・要介護認定者数	A	96.3%	104.1%	104.8%
	介護保険施設及び居住系サービス利用者	B	91.6%	98.7%	97.8%
	介護保険施設サービス利用者	b1	94.1%	99.3%	99.3%
	介護専用居住系サービス利用者	b2	88.8%	99.7%	99.1%
	介護専用以外の居住系サービス利用者	b3	87.1%	97.0%	93.6%
	居宅サービス対象者	C	97.1%	106.0%	106.6%

資料：介護保険事業状況報告

※実績値は月次データの年間合計値の月平均（各年3月末～翌年2月末まで。令和7年度は3月末～8月末まで。）

※介護保険施設サービス利用者数とは、介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）と地域密着型老人福祉施設入所者生活介護の利用者数を示す。

※介護専用居住系サービス利用者数とは、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護利用者、介護専用型特定施設入居者生活介護利用者の利用者数を示す。

③介護予防サービスの現状

令和7年度（2025 年度）の介護予防サービス（地域密着型を含む）をみると、「介護予防通所リハビリテーション」を除くサービスにおいて月平均の数値が計画値を上回っており、「介護予防特定施設入居者生活介護」は 159.1%と最も高く、次いで「介護予防訪問看護」が利用者数で 144%、利用回数で 153%と計画値を大きく上回っています。【12 八尾市】介護保険事業計画進捗状況報告（令和 7 年度）

■介護予防サービス量と事業計画との比較

			第8期事業計画			第9期事業計画					
			令和5年度（2023年度）			令和6年度（2024 年度）			令和7年度（2025 年度）		
			計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
居宅サービス											
	介護予防訪問入浴介護	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		(回/月)	0	0	—	0	2	—	0	0	—
	介護予防訪問看護	(人/月)	79	75	94.9%	67	86	128.5%	67	97	144.0%
		(回/月)	593	526	88.7%	464	557	120.0%	464	710	153.0%
	介護予防訪問リハビリテーション	(人/月)	13	14	107.7%	11	12	111.4%	11	11	100.0%
		(回/月)	134	165	123.1%	121	140	115.5%	121	122	100.8%
	介護予防居宅療養管理指導	(人/月)	166	171	103.0%	157	183	116.6%	157	202	128.7%
	介護予防通所リハビリテーション	(人/月)	285	233	81.8%	248	213	85.9%	250	221	88.4%
	介護予防短期入所生活介護	(人/月)	0	1	—	0	1	—	0	1	—
		(日/月)	0	5	—	0	7	—	0	4	—
	介護予防短期入所療養介護	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		(日/月)	0	1	—	0	0	—	0	0	—
	介護予防福祉用具貸与	(人/月)	1,412	1,431	101.3%	1,414	1,538	108.8%	1,421	1,626	114.4%
	特定介護予防福祉用具販売	(人/月)	27	28	103.7%	24	30	126.7%	24	27	112.5%
	介護予防住宅改修	(人/月)	42	40	95.2%	38	41	108.3%	38	41	107.9%
	介護予防特定施設入居者生活介護	(人/月)	67	53	79.1%	44	59	133.0%	44	70	159.1%
地域密着型サービス											
	介護予防認知症対応型通所介護	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		(回/月)	0	0	—	0	1	—	0	0	—
	介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/月)	0	1	—	2	3	141.7%	2	2	100.0%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/月)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防支援											
	介護予防支援	(人/月)	1,398	1,612	115.3%	1589	1,708	107.5%	1,599	1,811	113.3%

資料：（実績）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（暫定版）

④介護サービスの現状

令和7年度（2025 年度）の居宅サービスをみると、複数サービスにおいて計画値を上回っており、特に訪問介護は月平均利用回数が 126.6%と最も高くなっています。

■介護サービス量と事業計画との比較

			第8期事業計画			第9期事業計画					
			令和5年度（2023年度）			令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）		
			計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
居宅サービス											
	訪問介護	(人/月)	4,182	4,075	97.4%	4,051	4,346	107.3%	4,063	4,436	109.2%
		(回/月)	151,882	189,949	125.1%	185,769	217,772	117.2%	184,759	233,961	126.6%
	訪問入浴介護	(人/月)	123	108	87.8%	114	108	94.9%	113	115	101.8%
		(回/月)	602	483	80.2%	533	507	95.1%	526	545	103.6%
	訪問看護	(人/月)	1,409	1,681	119.3%	1,669	1,881	112.7%	1,672	2,001	119.7%
		(回/月)	13,162	16,323	124.0%	16,251	17,811	109.6%	16,244	19,469	119.9%
	訪問リハビリテーション	(人/月)	492	418	85.0%	415	386	93.0%	415	392	94.5%
		(回/月)	6,154	5,534	89.9%	5,430	5,255	96.8%	5,432	5,396	99.3%
	居宅療養管理指導	(人/月)	3,556	3,929	110.5%	3,918	4,342	110.8%	3,916	4,531	115.7%
	通所介護	(人/月)	2,887	2,798	96.9%	2,737	2,969	108.5%	2,756	3,017	109.5%
		(日/月)	30,922	28,082	90.8%	27,443	29,300	106.8%	27,593	30,027	108.8%
	通所リハビリテーション	(人/月)	1,028	792	77.0%	812	806	99.3%	815	798	97.9%
		(日/月)	8,938	7,251	81.1%	7,020	7,599	108.3%	7,036	7,495	106.5%
	短期入所生活介護	(人/月)	616	443	71.9%	443	416	94.0%	436	434	99.5%
		(日/月)	7,099	5,369	75.6%	5,112	5,029	98.4%	5,031	5,158	102.5%
	短期入所療養介護	(人/月)	73	26	35.6%	27	26	97.5%	27	26	96.3%
		(日/月)	498	186	37.3%	203	161	79.4%	203	156	76.6%
	福祉用具貸与	(人/月)	5,911	6,044	102.3%	5,998	6,471	107.9%	6,006	6,690	111.4%
	特定福祉用具販売	(人/月)	96	75	78.1%	72	85	117.8%	73	83	113.7%
	住宅改修	(人/月)	77	59	76.6%	56	61	108.2%	56	62	110.7%
	特定施設入居者生活介護	(人/月)	650	574	88.3%	585	578	98.9%	606	602	99.3%

資料：（実績）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（暫定版）

■介護サービス量と事業計画との比較

			第9期事業計画								
			令和6年度（2024 年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）上半期		
			計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
地域密着型サービス											
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/月)	194	236	121.5%	195	269	137.9%			
	夜間対応型訪問介護	(人/月)	34	33	96.3%	34	19	55.9%			
	地域密着型通所介護	(人/月)	1,373	1,375	100.1%	1,382	1,439	104.1%			
		(回/月)	12,594	12,296	97.6%	12,649	12,651	100.0%			
	認知症対応型通所介護	(人/月)	78	81	104.1%	78	90	115.4%			
		(回/月)	891	931	104.5%	891	965	108.3%			
	小規模多機能型居宅介護	(人/月)	47	47	100.7%	47	36	76.6%			
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	307	312	101.5%	309	316	102.3%			
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	—	15	10	66.7%			
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	(人/月)	186	195	104.8%	206	201	97.6%			
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/月)	148	165	111.8%	148	158	106.8%			
施設サービス											
	介護老人福祉施設	(人/月)	924	932	100.9%	930	926	99.6%			
	介護老人保健施設	(人/月)	446	449	100.6%	446	461	103.3%			
	介護療養型医療施設	(人/月)									
	介護医療院	(人/月)	56	59	105.4%	56	60	106.8%			
居宅介護支援											
	居宅介護支援	(人/月)	8,065	8,482	105.2%	8,108	8,719	107.5%			

12 月中旬頃9月末データ更新予定

資料：(実績)厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(暫定版)

⑤サービス利用の状況

令和7年度（2025 年度）の月間のサービス利用者1人あたり利用日数・回数を前年度と比較すると、介護サービスでは「訪問介護」は 2.9 回の増加がみられます。一方、前年度と比べて、介護予防サービスの「介護予防訪問入浴介護」は 3.6 回、「介護予防短期入所生活介護」は 3.0 回の減少がみられます。また、計画値と比べると、介護予防サービスの「介護予防短期入所生活介護」で 3.3 回、介護サービスの「訪問介護」で 7.6 回上回っています。

■サービス利用者1人あたりの利用日数・回数実績と事業計画との比較（月間実績）

	第9期事業計画						増加分（B－A）
	令和6年度（2024 年度）			令和7年度（2025 年度）			
	計画値	実績値A	差	計画値	実績値B	差	
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0.0	3.6	3.6	0.0	0.0	0.0	▲3.6
介護予防訪問看護	6.9	6.5	▲0.5	6.9	7.2	0.3	0.7
介護予防訪問リハビリテーション	11.0	11.4	0.4	11.0	10.6	▲0.4	▲0.9
介護予防短期入所生活介護	0.0	6.3	6.3	0.0	3.3	3.3	▲3.0
介護予防短期入所療養介護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護サービス							
訪問介護	45.9	50.1	4.2	45.5	53.0	7.6	2.9
訪問入浴介護	4.7	4.7	0.0	4.7	4.8	0.2	0.2
訪問看護	9.7	9.5	▲0.3	9.7	9.9	0.2	0.4
訪問リハビリテーション	13.1	13.6	0.5	13.1	13.9	0.9	0.3
通所介護	10.0	9.9	▲0.2	10.0	10.1	0.1	0.2
通所リハビリテーション	8.6	9.4	0.8	8.6	9.5	0.9	0.1
短期入所生活介護	11.5	12.1	0.5	11.5	11.9	0.3	▲0.2
短期入所療養介護	7.5	6.1	▲1.4	7.5	6.0	▲1.5	▲0.1
地域密着型サービス							
地域密着型通所介護	9.2	8.9	▲0.2	9.2	8.9	▲0.2	▲0.0
認知症対応型通所介護	11.4	11.5	0.0	11.4	11.2	▲0.2	▲0.3

⑥介護保険給付費の推移

令和7年度(2025 年度)の給付費合計は約 299 億 1,746 万円となり、計画値と比べて約 33 億円増加しています。

(単位:千円/年)

	第8期事業計画	第9期事業計画			
	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
居宅サービス(介護予防サービスを含む)					
訪問介護	6,032,637	6,200,001	6,808,760	6,174,702	7,268,141
訪問入浴介護	77,019	87,087	79,481	86,056	84,971
訪問看護	867,850	899,054	944,695	899,573	1,034,649
訪問リハビリテーション	200,541	212,657	193,010	212,990	195,175
居宅療養管理指導	890,524	912,817	1,014,416	912,790	1,093,926
通所介護	2,656,697	2,652,484	2,769,209	2,663,810	2,833,414
通所リハビリテーション	827,747	851,373	833,930	852,105	825,693
短期入所生活介護	585,555	585,665	555,982	576,991	561,913
短期入所療養介護	27,904	30,662	25,400	30,701	23,285
福祉用具貸与	1,070,151	1,090,796	1,154,514	1,088,009	1,210,699
特定福祉用具販売	41,205	46,478	44,280	46,924	44,321
住宅改修費	99,386	93,217	102,793	93,587	100,893
特定施設入所者生活介護	1,479,025	1,581,195	1,536,824	1,644,107	1,603,337
計	14,856,241	15,243,486	16,063,294	15,282,345	16,880,417
地域密着型サービス(介護予防サービスを含む)					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	488,548	517,870	565,444	520,441	646,991
夜間対応型訪問介護	10,994	10,319	11,372	10,332	7,096
地域密着型通所介護	1,155,659	1,203,016	1,127,845	1,205,503	1,141,416
認知症対応型通所介護	104,153	109,441	106,892	109,579	107,914
小規模多機能型居宅介護	140,587	145,593	149,323	145,778	120,355
認知症対応型共同生活介護	1,043,070	1,047,887	1,059,370	1,055,522	1,068,884
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	35,456	23,225
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	707,231	705,521	748,066	782,362	776,634
看護小規模多機能型居宅介護	464,240	491,753	541,098	490,404	541,007
計	4,114,481	4,231,400	4,309,409	4,355,377	4,433,523
施設サービス					
介護老人福祉施設	3,117,387	3,161,287	3,171,300	3,185,548	3,195,232
介護老人保健施設	1,728,691	1,758,036	1,768,991	1,760,261	1,813,980
介護療養型医療施設	10,674				
介護医療院	258,400	262,453	279,334	262,785	284,890
計	5,115,152	5,181,776	5,219,624	5,208,594	5,294,102
居宅介護支援・介護予防支援					
居宅介護支援・介護予防支援	1,698,445	1,742,327	1,797,533	1,751,474	1,873,571
合計	25,784,320	26,398,989	27,389,860	26,597,790	28,481,613

※千円単位に四捨五入しているため、合計金額が合わないことがあります。

⑦介護保険料の収納状況

令和3年度(2021 年度)以降、収納率の合計値は少しずつ上昇しており、令和6年度(2024年度)は97.8%と最も高くなっており、令和7年度(2025 年度)もそれを維持しています。

内訳をみると、現年度及び過年度を合わせた現年分合計の収納率は、令和3年度(2021 年度)以降、99%以上で推移しています。

(単位:円)

		第8期計画期間			第9期計画期間	
		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)
現年度	計画額	5,366,194,000	5,386,711,000	5,382,342,000	5,738,129,000	5,869,751,000
	調定額	5,389,512,200	5,356,006,280	5,323,164,480	5,909,847,900	5,992,597,800
	収納額	5,351,685,850	5,321,949,320	5,289,681,360	5,875,137,880	5,960,551,850
	収納率	99.1%	99.1%	99.2%	99.2%	99.2%
過年度	計画額	2,481,000	2,497,000	2,299,000	2,572,000	2,448,000
	調定額	2,675,390	3,032,680	2,837,450	2,669,250	3,283,810
	収納額	2,257,250	2,703,540	2,429,120	2,055,380	2,929,700
	収納率	84.4%	88.7%	84.5%	76.1%	89.2%
現年分合計	計画額	5,368,675,000	5,389,208,000	5,384,641,000	5,740,701,000	5,872,199,000
	調定額	5,392,187,590	5,359,038,960	5,326,001,930	5,912,517,150	5,995,881,610
	収納額	5,353,943,100	5,324,652,860	5,292,110,480	5,877,193,260	5,963,481,550
	収納率	99.1%	99.1%	99.1%	99.2%	99.2%
滞納繰越分	調定額	123,329,770	114,887,875	106,894,950	101,413,020	102,458,090
	収納額	19,591,385	19,518,050	17,198,910	15,487,250	16,694,540
	収納率	15.9%	16.9%	16.1%	15.2%	16.3%
合計	調定額	5,515,517,360	5,473,926,835	5,432,896,880	6,013,930,170	6,098,339,700
	収納額	5,373,534,485	5,344,170,910	5,309,309,390	5,892,680,510	5,980,176,090
	収納率	97.2%	97.4%	97.5%	97.8%	97.8%

（3）日常生活圏域ごとの状況

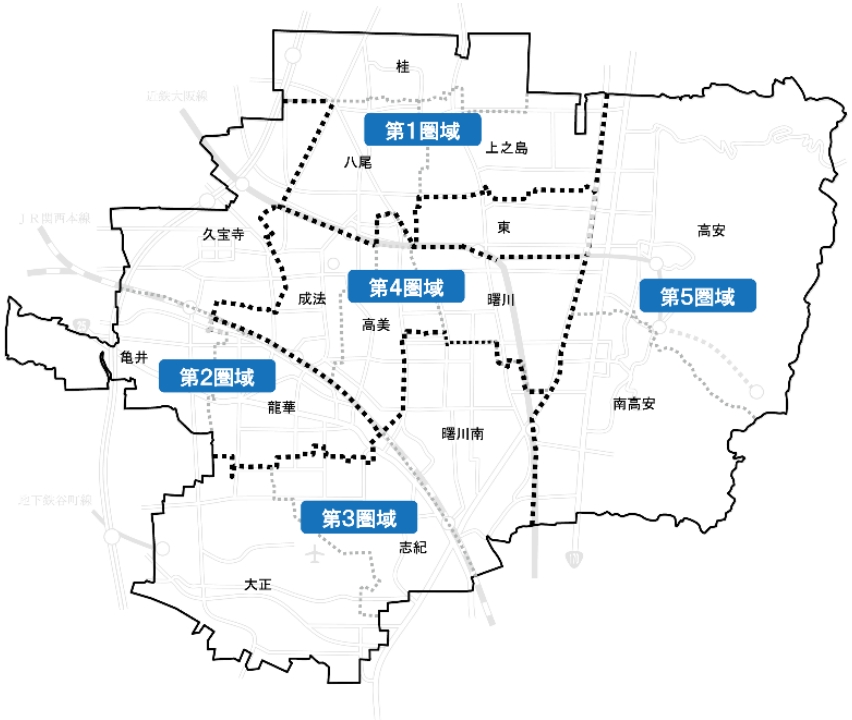
①日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件や介護給付などの対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市域を区分して設定するものです。

本市では、3つの中学校区を1つの圏域とする5つの日常生活圏域を設定し、地域の実情に応じた介護保険サービスや高齢福祉サービスの整備を進めることにより、身近な地域で多様なサービスが受けられるよう努めてきたところです。

第10期計画においても、各学校区（中学校を基本とし、施策の内容や地域の活動状況に応じては小学校区）を基本的な視点に、5つの日常生活圏域を継続し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が有機的かつ一体的に提供されるよう、各施策の推進を図っていきます。

【日常生活圏域】



圏域	中学校区
第1圏域	八尾、桂、上之島
第2圏域	久宝寺、龍華、亀井
第3圏域	大正、志紀、曙川南
第4圏域	成法、曙川、高美
第5圏域	高安、高安南、東

※高安は、小中学校区

②日常生活圏域ごとの人口の状況

■日常生活圏域ごとの人口の状況

日常生活圏域	総人口(人)	高齢者(人)	60-64 歳(人)	高齢化率(%)
第1圏域	45,365	13,628	3,089	30.04%
① 八尾中学校	21,787	6,013	1,492	27.60%
② 桂中学校	7,555	2,879	554	38.11%
③ 上之島中学校	16,023	4,736	1,043	29.56%
第2圏域	56,297	14,623	3,420	25.97%
④ 久宝寺中学校	18,940	5,155	1,120	27.22%
⑤ 龍華中学校	20,977	5,580	1,368	26.60%
⑥ 亀井中学校	16,380	3,888	932	23.74%
第3圏域	59,083	16,702	3,809	28.27%
⑦ 大正中学校	18,292	5,196	1,285	28.41%
⑧ 志紀中学校	15,317	4,424	988	28.88%
⑨ 曙川南中学校	25,474	7,082	1,536	27.80%
第4圏域	60,279	16,867	4,000	27.98%
⑩ 成法中学校	23,283	6,357	1,616	27.30%
⑪ 曙川中学校	21,189	5,802	1,386	27.38%
⑫ 高美中学校	15,807	4,708	998	29.78%
第5圏域	36,277	11,229	2,598	30.95%
⑬ 高安中学校	7,188	2,809	573	39.08%
⑭ 南高安中学校	14,670	4,292	1,014	29.26%
⑮ 東中学校	14,419	4,128	1,011	28.63%
その他 ※1	219	32	11	14.61%
全体	257,520	73,081	16,927	28.38%

資料:住民基本台帳人口(令和8年(2026 年)3月末時点)

※1　校区の特定にあたり、現地調査が必要な住居に居住する人

③要介護状態になるリスク判定該当者、健康状態等への自己意識について（圏域別）

（単位：%）

日常生活圏域	リスク判定 該当者 ※1					自己意識や状態		
	運動機能の低下	低栄養状態	口腔機能の低下	認知機能の低下	閉じこもり傾向	健康状態がよい人※2	幸福感（平均点）※3	介護予防のため健康の維持増進を意識している人※4
第1圏域	18.8	1.1	28.2	39.6	17.4	73.8	7.04	78.5
八尾中学校区	19.1	1.2	29.6	38.1	19.8	73.9	6.90	78.6
桂中学校区	17.3	1.0	26.4	41.2	17.5	74.8	7.18	79.0
上之島中学校区	20.1	1.2	28.6	39.5	15.0	72.6	7.05	77.8
第2圏域	17.3	2.0	23.6	39.1	16.1	73.9	7.22	76.8
久宝寺中学校区	18.7	2.7	24.4	41.6	15.1	72.4	7.26	77.1
龍華中学校区	16.5	1.5	24.6	38.3	15.2	74.5	7.28	79.5
亀井中学校区	16.7	1.8	21.7	37.5	18.0	74.7	7.12	73.9
第3圏域	16.4	1.2	28.2	40.6	14.1	73.4	7.11	76.9
大正中学校区	17.4	0.8	30.6	41.1	12.0	72.1	7.25	78.0
志紀中学校区	14.8	1.8	29.4	36.5	15.1	72.8	6.99	75.5
曙川南中学校区	17.1	0.9	24.7	44.1	15.3	75.2	7.10	77.2
第4圏域	16.3	1.2	22.7	40.8	12.1	72.8	7.19	78.0
成法中学校区	15.4	1.3	25.6	39.6	11.3	74.4	7.16	77.7
曙川中学校区	17.6	0.8	23.8	42.5	11.9	71.6	7.36	80.9
高美中学校区	16.0	1.6	18.7	40.3	13.1	72.3	7.04	75.5
第5圏域	13.4	1.8	26.3	41.7	14.7	76.4	7.15	76.5
高安小中学校区	9.3	2.1	25.8	44.3	16.5	76.3	7.08	73.2
南高安中学校区	14.2	1.8	26.5	39.8	13.3	76.5	7.29	79.2
東中学校区	16.6	1.6	26.7	40.9	14.4	76.5	7.09	77.2

資料：八尾市高齢者実態調査及び在宅介護認定者等実態調査

※1　一般高齢者（高齢者実態調査）

※2　「とてもよい」と「まあよい」の合計（高齢者実態調査）

※3　無回答を除いた平均（高齢者実態調査）

※4　「強く意識している」と「意識している」の合計（高齢者実態調査）

7. 第9期計画の指標達成状況

基本施策	基本施策の方向性		単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 認知症対策と高齢者の権利擁護の推進	(1)認知症ケアに対するサービスの充実						
	家族介護教室	開催回数	回	計画	90	90	90
				実績	95	97	
		延べ参加者数	人	計画	1,200	1,200	1,200
				実績	999	1,395	
	やおオレンジカフェ(認知症カフェ)	登録数	箇所	計画	12	13	14
				実績	13	13	
		延べ参加者	人	計画	500	850	1,200
				実績	1,097	1,332	
	オレンジパートナー養成者数		人	計画	40	50	60
				実績	54	68	
	認知症初期集中支援チーム(延べ対応件数)		件	計画	120	130	140
				実績	197	212	
	徘徊高齢者家族支援事業(登録数)		人	計画	350	350	350
				実績	209	224	
	(2)認知症についての理解の促進						
	認知症サポーター人数(累計) (うち児童生徒の累計人数)		人	計画	17,400 (5,950)	18,700 (6,750)	20,000 (7,550)
				実績	18,713 (6,922)	20,054 (7,691)	
	【再掲】オレンジパートナー養成者数		人	計画	40	50	60
				実績	54	68	
	(3)認知症高齢者の社会参加の推進						
	【再掲】 家族介護教室	開催回数	回	計画	90	90	90
				実績	75	97	
		延べ参加者数	人	計画	1,200	1,200	1,200
				実績	999	1,395	
	【再掲】 やおオレンジカフェ (認知症カフェ)	登録数	箇所	計画	12	13	14
				実績	13	13	
		延べ参加者	人	計画	500	850	1,200
				実績	1,097	1,332	
	(4)高齢者の虐待防止に向けた取り組みの強化						
	権利擁護事業(延べ相談対応件数)		件	計画	4,060	4,090	4,120
				実績	4,347	3,996	
	高齢者虐待レビュー会議開催回数		回	計画	20	20	20
				実績	20	20	
	(5)権利擁護のための取り組みの充実						
	成年後見制度市長申立て件数		件	計画	16	17	18
				実績	11	13	
	市民後見人バンク登録者数【八尾市社会福祉協議会】		人	計画	50	52	55
				実績	36	45	
	法人後見受任件数【八尾市社会福祉協議会等】		件	計画	5	5	5
				実績	3	2	
	日常生活自立支援事業【八尾市社会福祉協議会】		件	計画	171	173	175
				実績	180	198	
2 見守りネットワークと相談体制の強化	(1)高齢者あんしんセンターの体制の強化						
	高齢者あんしんセンター(延べ相談件数)		件	計画	50,000	51,000	52,000
				実績	51,123	49,771	
	(2)地域ケア会議の充実						
	地域ケア会議開催回数		回	計画	167	172	177
				実績	144	140	
	連絡協議会		回	計画	2	2	2
				実績	2	2	
	ケース会議(地域別会議) (うち随時会議)		回	計画	165 (143)	170 (148)	175 (153)
			回	実績	142 (120)	138 (116)	
	(3)地域における見守り体制の強化						
	見守り活動への協力事業者数(累計)		件	計画	725	730	735
				実績	564	574	
	同意者リスト活用小学校区数		校区	計画	10	15	20
				実績	3	4	

基本施策	基本施策の方向性		単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
3 健康づくりと介護予防の推進	(1)地域における健康づくりの推進						
	介護予防事業実施人数		人	計画	1,650	1,700	1,800
				実績	1,222	1,278	
	地域型介護予防教室（高齢者あんしんセンター、街かどデイハウス）	実施回数	回	計画	240	240	240
				実績	329	330	
		延べ参加人数	人	計画	2,400	2,400	2,400
				実績	4,926	5,348	
	シルバーリーダー養成講座（修了者数）		人	計画	60	60	60
				実績	21	35	
	(2)疾病予防と重症化予防の推進						
	健康相談（65歳以上）		人	計画	2,337	2,424	2,520
				実績	2,785	2,702	
	健康教育（65歳以上）		人	計画	2,550	2,749	2,968
				実績	2,048	2,740	
	(3)介護予防の推進						
	【再掲】介護予防事業実施人数		人	計画	1,650	1,700	1,800
				実績	1,222	1,278	
	高齢者ふれあいサロン（延べ参加人数）		人	計画	10,000	10,100	10,600
				実績	6,047	7,979	
	【再掲】地域型介護予防教室（高齢者あんしんセンター、街かどデイハウス）	実施回数	回	計画	240	240	240
				実績	329	330	
		延べ参加人数	人	計画	2,400	2,400	2,400
				実績	4,926	5,348	
	【再掲】シルバーリーダー養成講座（修了者数）		人	計画	60	60	60
				実績	21	35	
	介護予防サポーター人数		人	計画	130	140	
				実績	109	102	
	生活援助サービス従事者研修（修了者数）		人	計画	72	72	
				実績	20	9	
	(4)介護予防・生活支援サービス事業の推進						
	訪問型サービス	訪問介護相当利用件数	件	計画	9,245	9,300	9,355
				実績	8,092	8,026	
		緩和した基準利用件数	件	計画	238	249	260
				実績	124	87	
		住民主体利用人数	人	計画	10	15	20
				実績	8	10	
	通所型サービス	通所介護相当利用件数	件	計画	19,937	20,252	20,571
				実績	21,915	22,740	
		短期集中利用人数	人	計画	60	60	60
				実績	37	24	
		住民主体延べ利用人数	人	計画	20,000	21,000	22,000
				実績	20,642	18,631	
4 社会参加の促進	(1)高齢者の社会参加の促進						
	老人福祉センター利用人数		人	計画	91,000	91,000	91,000
				実績	55,093	52,614	
	八尾市立社会福祉会館老人福祉センター		人	計画	40,000	40,000	40,000
				実績	21,092	20,161	
	桂老人福祉センター		人	計画	16,000	16,000	16,000
				実績	14,472	15,380	
	安中老人福祉センター		人	計画	35,000	35,000	35,000
				実績	19,529	17,073	
	【再掲】高齢者ふれあいサロン（延べ参加人数）		人	計画	10,000	10,100	10,600
				実績	6,047	7,979	
	高齢クラブ加入率（会員率/60歳以上人口）		%	計画	9.0	9.0	9.0
				実績	4.8	4.6	
	【再掲】シルバーリーダー養成講座（修了者数）		人	計画	60	60	60
				実績	21	35	
	(2)多様な生活支援サービスの充実						
	緊急通報システム設置数		台	計画	740	740	740
				実績	640	622	
	生活支援・介護予防サービス協議会（開催回数）		回	計画	14	17	20
				実績	2	15	
	家族介護用品支給人数		人	計画	250	250	250
				実績	256	233	

基本施策	基本施策の方向性	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
5 介護サービス基盤の整備	(1)介護保険制度の適正運用					
	要介護認定の適正化 (更新及び区分変更申請の市職員による調査割合)	%	計画	7.5	7.5	7.5
			実績	0.7	1.2	
	ケアプラン点検	件	計画	230	240	250
			実績	295	340	
	住宅改修の適正化(住宅改修実態調査)	件	計画	250	250	250
			実績	250	250	
	福祉用具購入・貸与調査	%	計画	100.0	100.0	100.0
			実績	100.0	100.0	
	医療情報との突合・縦覧点検	票	計画	6	6	6
			実績	6	6	
	保険料収納率	%	計画	99.3	99.3	99.3
			実績	99.2	99.2	
	(3)在宅医療・介護の連携強化					
	【再掲】認知症初期集中支援チーム(延べ対応件数)	件	計画	120	130	140
			実績	197	212	
	在宅医療・介護連携推進会議(開催回数)	回	計画	2	2	2
			実績	1	1	
	在宅医療・介護連携に関する相談件数	件	計画	40	50	60
			実績	44	39	
	【再掲】地域ケア会議開催回数	回	計画	167	172	177
			実績	144	140	
	連絡協議会	回	計画	2	2	2
			実績	2	2	
	ケース会議(地域別会議) (うち随時会議)	回	計画	165 (143)	170 (148)	175 (153)
		回	実績	142 (120)	138 (116)	
	多職種連携研修会(参加者数)	人	計画	100	100	100
			実績	88	75	

第3章　第10期計画の基本的な考え方と方向性

1. 計画の体系

本市では、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で健康を保ち、これまで培ってきた経験や能力を生かしながら、自らの希望する生活を続けられるまちづくりを進めます。そのため、市民、地域、医療・介護関係者、行政等が連携し、支え合いの仕組みの充実に取り組みます。誰もが孤立することなく、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。

計画の目標とそれを達成するための4つの基本施策は次の通りです。目標の達成に向けて、各施策を計画的に推進します。

基本目標

いつまでも元気に自分らしく安心して暮らせる支え合いのまち　八尾

基本施策	基本施策の柱
1. 健康づくり・介護予防と社会参加の推進	(1)健康づくりと介護予防の推進 (2)疾病予防と重症化予防の推進 (3)高齢者の社会参加の促進
2. 地域における支援体制の充実	(1)高齢者あんしんセンターの機能の強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域における見守り体制の強化 (4)在宅医療・介護の連携強化
3. 権利擁護の推進	(1)認知症施策の推進 (2)高齢者の虐待防止に向けた取り組みの強化 (3)権利擁護のための取り組みの充実 (4)高齢者の住まいの安定確保に向けた支援
4. 介護保険制度の持続可能性の確保	(1)介護給付適正化の取り組みの推進 (2)介護サービスの質の向上、指導監査の強化 介護給付適正化計画 (3)介護保険制度の適正・円滑な運営

2. 重点方針

本計画において、第1章及び第2章の現状をふまえ、第3章に示す基本施策において、以下の項目について、重点的に取り組みを推進します。

(1)基本施策1　健康づくりと介護予防の推進

関係機関や地域団体、民間企業等と連携し、各種データの活用と効果検証を行いながら、保健事業と介護予防を一体的に実施し、フレイル状態の高齢者を早期に把握して必要な支援につなぐとともに、これまで介護予防に参加する機会が少なかった高齢者にも働きかけ、通いの場の充実と担い手育成を進めます。また、運動や社会参加を通じて、健康づくり・介護予防と認知症施策を一体的に推進します。

(2)基本施策2　高齢者あんしんセンターの機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち、自分らしい生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムのさらなる深化を図ります。高齢者あんしんセンターが地域における相談支援の中核として、その役割を十分に発揮できるよう、相談窓口の周知や専門職による相談支援体制の充実、職員の相談対応力の向上に取り組みます。また、認知症への専門的な相談支援機能の充実を図るとともに、医療・介護・福祉等の関係機関との連携を深め、複雑・複合化する課題に対しても、分野を越えて対応できる包括的な相談支援体制の充実を図ります。

(3)基本施策3　認知症施策の推進

認知症になってからも本人の意思や希望が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。「本人の思いをまんなかに。みんなで支え合う」をスローガンとした「認知症施策推進計画」を本計画と一体的に策定し、本人や家族の思いを大切にしながら、認知症に関する正しい理解の促進、早期の気づきと相談支援、社会参加や地域の見守り体制の充実など、認知症施策を総合的に推進します。

(4)基本施策4　介護給付適正化の取り組みの推進

サービスの質の向上と給付の適正化を図り、介護保険制度の持続可能性を確保するため、必要な人に真に必要なサービスが過不足なく適正に提供されるよう「介護給付適正化計画」を定めて取り組みを推進します。

国の示す「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「縦覧点検・医療情報の突合」を通じて、必要なサービスが適切に提供される環境を整備するとともに、サービス事業者に対する運営指導及び監査を強化し、法令遵守、適切な事業運営、不正等の抑止を促します。また、給付適正化プロジェクトチームで培った関係機関との情報共有や外部からの情報提供、連携等の仕組みを活かすことで、より効率的かつ効果的な指導に繋げます。

3. 基本施策　※文中に数字を付した単語については、事業内容の説明を章末に記載しました。

基本施策1　健康づくり・介護予防と社会参加の推進

(1)健康づくりと介護予防の推進

◆現状と課題

地域住民が主体となって健康づくりに取り組めるよう、関係機関や地域団体と健康課題を共有し、幅広い世代の健康づくりを推進しています。

また、健診・医療・介護等の利用のない高齢者や身体的フレイル該当者を把握し、保健指導や適切な医療・介護サービスへとつなげています。あわせて、民間企業等とも連携し、通いの場の拡充を図るなどフレイル予防の取り組みを進めています。

こうした取り組みを進める一方で、介護予防の取り組みや住民主体の通いの場では、参加者が固定化する傾向があり、新たな参加者を増やしていくことが課題となっています。また、外出や社会参加が介護予防につながるとされる中、閉じこもり傾向にある高齢者など、これまで地域活動に参加していない人への働きかけや、参加しやすいきっかけづくりが必要です。加えて、いわゆる「ヒアリングフレイル」のように、加齢に伴う聞こえの低下など、高齢期の心身の変化がコミュニケーションや社会参加に影響することもあることから、こうした変化に早期に気づき、必要な支援につなげていくことも大切です。

また、運動や社会参加などは、認知機能の低下や認知症の発症・進行リスクの低減にもつながることから、健康づくりや介護予防と認知症施策を一体的に進めていくことが必要です。さらに、介護予防・生活支援サービス事業[4]では、利用者の状態に応じた多様なサービスを実施していますが、利用が低迷しているものもあり、より効果的な事業となるよう内容の検証・見直しが必要です。

今後は、通いの場や社会参加の機会をさらに充実させるとともに、各種データを活用した事業実施及び効果検証を進めます。あわせて、地域団体や専門職、民間企業等との多様な連携のもと、高齢者が身近な地域で主体的に健康づくりや介護予防に取り組める環境づくりを進めていきます。

◆八尾市での取り組み

介護予防と通いの場づくり

●人とつながることも介護予防に

高齢者がいつまでも元気に自分らしく暮らせるよう、身近な地域での健康づくりや介護予防、通いの場づくりなどに取り組んでいます。

これまで地域活動に参加する機会が少なかった人にも参加してもらえるよう、興味や関心をきっかけに、人や地域とのつながりをつくる取り組みを進めています。





社会参加型介護予防事業



地域型介護予防教室(ヨガ)

◆施策の方向性

市民が高齢期の早い時期から、健康づくり・介護予防に対する意識を高め、自ら健康づくりに取り組み、継続していけるよう、地域団体や関係機関と連携し、普及啓発や参加のきっかけづくりを進めます。

介護予防教室[5]や地域活動等の情報発信を充実し、身近な地域で健康づくり・介護予防に取り組める環境づくりを進めます。

◆主な取り組みの方向性

①健康づくりと介護予防の推進

- 関係機関と連携しながら、各種データの効果検証のもと、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、体力測定やチェックリスト等を活用するなど、フレイル状態の高齢者を早期に把握し、通いの場等につなげることで、引き続き、フレイル予防の取り組みを進めます。
- 地域団体と連携し、介護予防サポーターや食生活改善推進員等の市民ボランティアの協力を得て、地域行事での健康ブースの出展や教室の開催等、身近な地域で健康づくりに取り組めるよう、住民主体の健康づくりを進めます。
- 介護予防に関心が低い高齢者にも参加してもらえるよう、民間企業や大学等と連携し、興味や関心に応じた多様な参加の機会をつくるとともに、参加後も地域で介護予防に取り組めるよう支援します。
- 介護予防に自主的に取り組む市民グループの活動支援、グループの立ち上げ支援[6]等を関係機関と連携して行い、地域における住民主体の通いの場の充実に取り組みます。
- 介護予防に関心のある高齢者の参加を促し、地域の介護予防活動を支える担い手になっていただけるよう育成の場と、継続して活躍できる環境づくりを進めます。
- 運動や社会参加などを通じた介護予防の取り組みを、認知症施策と一体的に進め、認知機能の低下や認知症の発症・進行リスクの低減につなげます。また、加齢に伴う聞こえの低下などについても啓発や自己チェックなどを通じて気づきを促し、早期の受診や適切な対応・支援につなげ、重度化リスクの軽減や社会参加を推進します。

②状態に応じた介護予防・生活支援の充実

- 介護予防・生活支援サービス事業が、自立生活の継続のために効果的・効率的に活用されるよう、実施方法の見直しや内容の充実を図ります。
- 支援が必要な人を、適切な支援につなげられるよう、高齢者あんしんセンター等のケアマネジメント力の向上を図ります。

◆目標

めざす目標		令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域型介護予防教室（高齢者あんしんセンター）	実施回数	240回	240回	240回
	延べ参加者数	2,400 人	2,400 人	2,400 人
社会参加型介護予防事業教室[7]　参加者（累計）		267 人	360 人	450 人
健康のために運動などを心がける市民の割合（60歳以上）		63%	65%	67%

（2）疾病予防と重症化予防の推進

◆現状と課題

高齢者は、生活習慣病等の発症・重症化を起因とした活動量の低下や低栄養により、フレイルが一気に進む危険性が高まります。高齢者の健康の保持、増進、また認知症予防においても、定期的な健（検）診の受診が重要です。受診率向上のため、データ分析結果に基づく健診受診勧奨チラシや加入している保険者に関わらず活用可能な「けんしんガイド」を作成し、八尾市医師会と連携して「かかりつけ医からの受診勧奨」を実施しています。

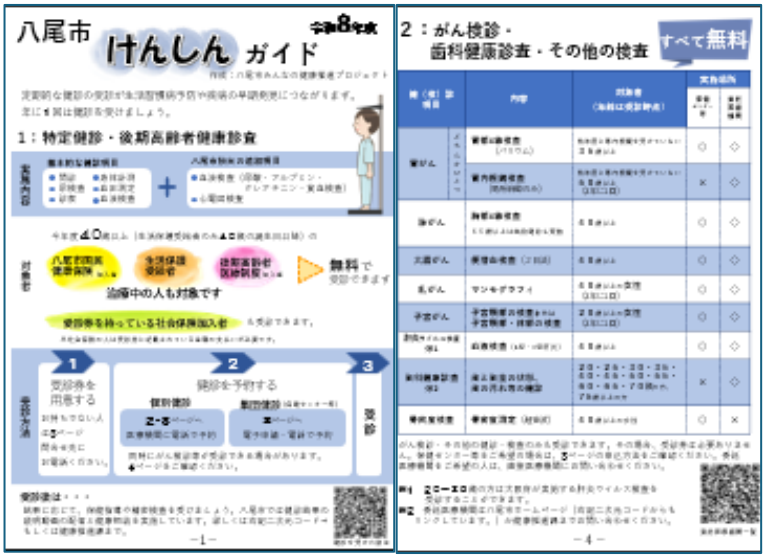
さらに、生活習慣病予防とフレイル予防のため、健康教育[1]や健康相談[2]を実施するとともに、感染症などの疾病予防と重症化予防を目的に高齢者の定期予防接種を実施しています。

引き続き、各種健（検）診[3]の受診率の向上のため、関係機関と連携し、受診しやすい環境づくりを進めるとともに、保健事業の効率的・効果的な手法の検討が必要です。

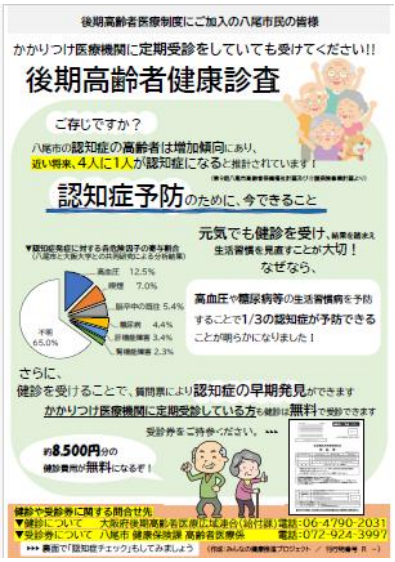
◆八尾市での取り組み

●健（検）診について知る機会づくりを

ご自身が今、どのような健（検）診が受診できるのか、生活習慣病予防等のため、どのような学びの場があるのか、などのパンフレットや冊子を作成し、関係機関や地域行事の健康ブース等で配架・配布し、広く周知啓発に取り組んでいます。



受診可能な健（検）診が分かるパンフレット「けんしんガイド」



後期高齢者医療健診受診券に同封する「認知症予防につながる健診啓発チラシ」

◆施策の方向性

特定健診・後期高齢者医療健診を含む各種健(検)診の受診率の向上をめざし、関係機関と連携しながら、分かりやすい情報発信や受診しやすい環境づくりを推進します。

各種健(検)診、健康教育・健康相談、各種予防接種等の保健事業の効率的・効果的な実施手法を検討し、高齢者の健康の保持・増進と疾病予防・重症化予防を推進します。

◆主な取り組みの方向性

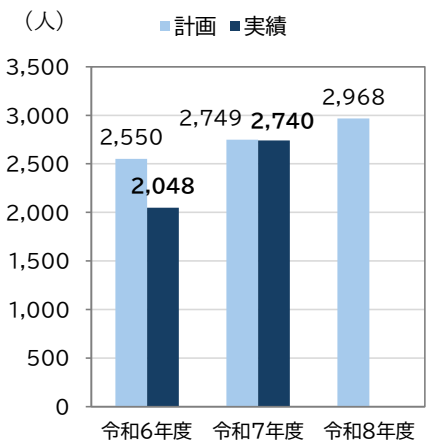
- 高齢者の健康づくりへの取り組みを推進するため、関係機関と連携しながら、健(検)診や予防接種の重要性とあわせて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持つことについて啓発に取り組みます。
- がん検診や特定健診、後期高齢者健診などを同日に受けられるセット健(検)診の実施や、集団健(検)診における電子申請システムでの申込受付など、健(検)診を受診しやすい環境づくりを進めます。
- 健康相談や健康教室を実施し、生活習慣病予防、フレイル予防等を推進します。

◆目標

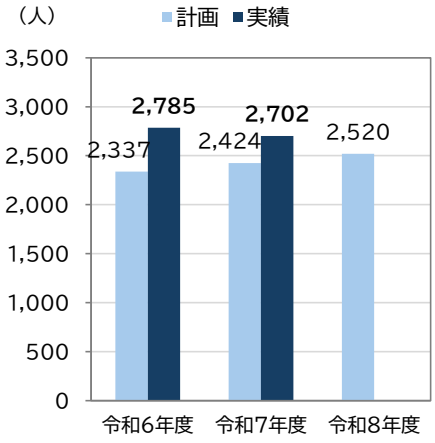
めざす目標	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
健康教育(65 歳以上)参加者数	2,740 人	2,767 人	2,795 人
健康相談(65歳以上)参加者数	2,702 人	2,702 人	2,702 人

健康相談・健康教育の実施

■健康教育(65 歳以上)
(参加者数)



■健康相談(65 歳以上)
(参加者数)



（3）高齢者の社会参加の促進

◆現状と課題

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、地域活動やボランティア活動、就労等を通じて役割や生きがいを持ち続けられる環境づくりに取り組んでいます。一方で、高齢者で構成される団体等では、会員の減少・高齢化や担い手不足が課題となっており、新たな参加者の受け入れや担い手の育成・運営負担の軽減などが必要です。

地域活動に参加していない高齢者や介護予防に関心の低い高齢者へのアプローチを強化するとともに、多様な主体と連携し、社会参加を通じて健康づくりや介護予防につながる仕組みづくりが必要です。

また、生活支援体制整備事業[8]では、第一層協議体（※1）による、地域課題の共有や協議を進めるとともに、第二協議体（※2）の設置を進め、地域づくりに向けた取り組みを推進してきました。地域課題の共有や地域づくりの取り組みをさらに進めるとともに、地域資源や通いの場を把握し、高齢者一人ひとりのニーズに応じた社会参加につなげるコーディネート機能の充実が必要です。

（※1）第一層協議体：市全体において、関係機関等が相互の連携を図り体制整備や資源開発等の協議を行う会議体。

（※2）第二層協議体：日常生活圏域において、住民が主体となり地域資源や地域ニーズ等の課題について協議を行う会議体。

◆八尾市での取り組み

高齢者が外出する機会の創出

公民連携の取り組みにより、民間企業や大学ゼミのノウハウを生かした新たな活動を生み出すことにより、高齢クラブなど地域活動の活性化を図るとともに、新たな居場所づくりにもつなげることで、高齢者の社会参加を促しています。



フットサルチームとの連携による
「高齢者向けフットサル」



大学ゼミとの連携による
「フレイル予防カルタ」

◆施策の方向性

高齢者が培った知識や経験を活かして、地域活動やボランティア、就労等を通じて、役割と生きがいを持って活躍できる環境づくりを進めます。

一人ひとりの興味や関心に応じて社会参加につながる機会を充実するとともに、地域団体や関係機関に加え、大学や民間企業等とも連携し、身近な地域で、気軽に参加できる場や活動の充実を図ります。

◆主な取り組みの方向性

- 閉じこもり防止のため、老人福祉センター[9]、高齢クラブ[10]、高齢者ふれあいサロン[11]、ふれあい農園[12]などの情報発信を充実させ、高齢者の生きがいづくり、居場所づくりを進めます。また、各種取り組みへの新たな参加者・会員を増やし、活動継続に向けた担い手の確保・育成につなげられるよう、活動支援に取り組みます。
- 高齢者がこれまで培った知識や経験を活かし、地域活動やボランティア、就労などを通じて活躍できる機会を広げ、地域の担い手づくりを進めます。また、シルバー人材センター[13]が行う、高齢者が働きやすい就業機会・就業先の開拓やイベント等を活用した会員の入会促進、サークル・同好会活動等といった生きがいや仲間づくりの取り組みを支援します。
- 高齢者がニーズに応じた地域活動につながれるよう、コーディネート機能の充実のため、社会福祉協議会、生活支援コーディネーターや高齢者あんしんセンター等の連携を進めます。
- 生活支援コーディネーター等と連携し、地域の実情やニーズに応じた居場所や支え合いの仕組みづくりを進めます。
- 大学や民間企業、庁内の関係部署をはじめとする関係機関と連携し、広報やイベント等を通じて、高齢者の地域活動等への参加を促すとともに、活動の活性化を図ります。

◆目標

めざす目標	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
老人福祉センター　延べ利用人数	58,000 人	58,000 人	58,000 人
高齢者ふれあいサロン　延べ利用者数	11,100 人	11,600 人	12,100 人
シルバー人材センターの就業率	80%	80%	80%
生活支援・介護予防サービス協議会開催数	23 回	26 回	29 回





シルバー人材センター　会員の作業風景



シルバー人材センター　会員の同好会

基本施策2　地域における支援体制の充実

(1)高齢者あんしんセンター機能の強化

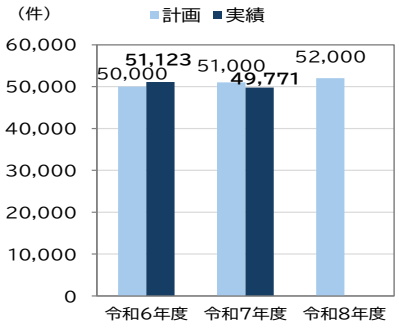
◆現状と課題

高齢者あんしんセンター[14]が中心となり相談支援を行うとともに、地域ケア会議や関係機関との連携により、高齢者だけでなく複雑・複合化した課題を抱える世帯にも対応する包括的な相談支援体制の充実を進めてきました。引き続き、高齢者あんしんセンターの認知度向上を図るとともに、支援が必要な人やその家族が早期に相談できるよう、相談窓口の周知・啓発を進める必要があります。また、認知症高齢者の増加や複雑・複合化する相談ニーズに対応するため、高齢者あんしんセンターが地域における相談支援の中核機関として、その機能を十分に発揮できる体制の充実が必要です。

◆八尾市での取り組み



■高齢者あんしんセンターへの
相談延べ相談件数



高齢者あんしんセンターでは、年間約5万件の相談を受けています。

高齢者あんしんセンターが相談を受け止め、地域や関係機関と連携しながら、本人や家族への支援につなげています。

◆施策の方向性

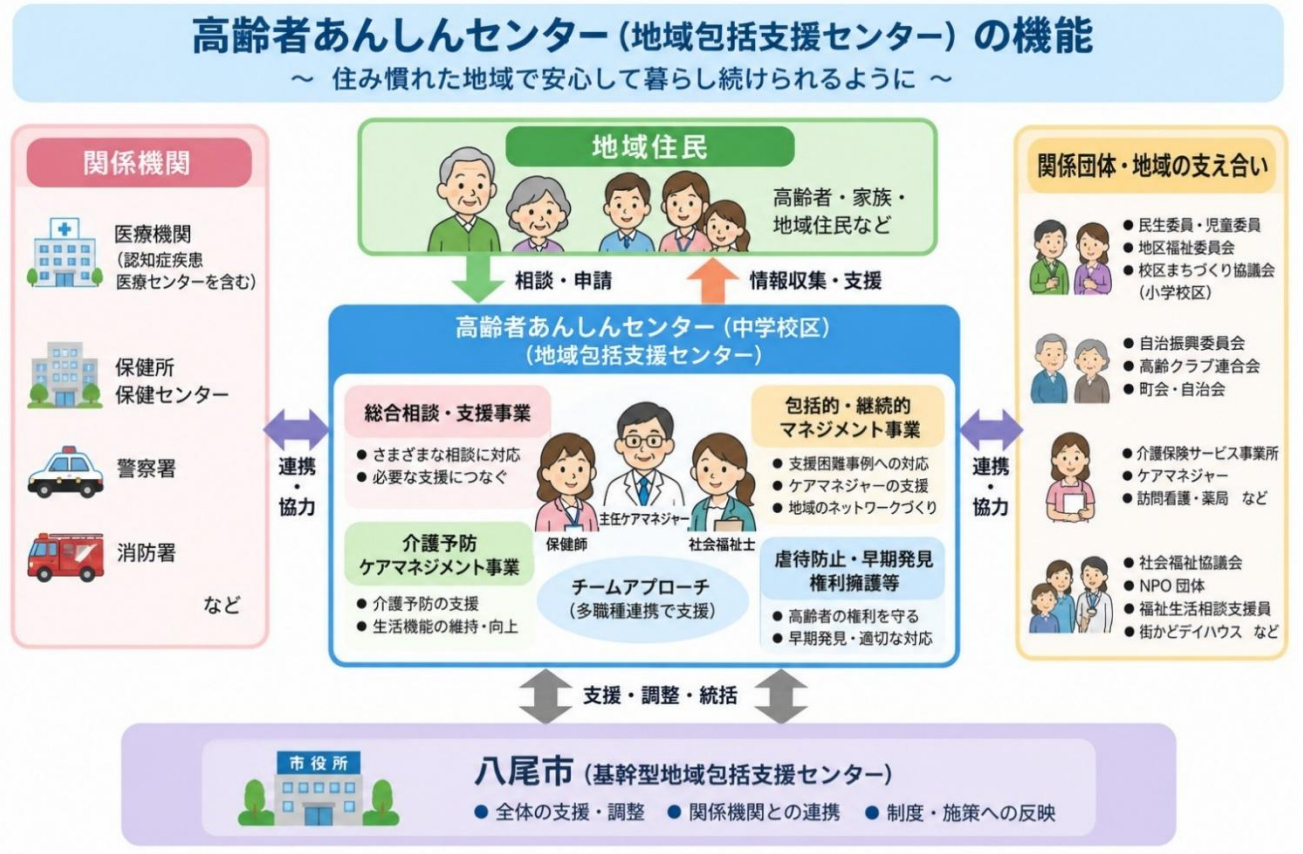
高齢者の孤立を防ぎ、地域全体で高齢者を支えるため、医療や介護、地域の拠点との連携を深めるとともに、包括的な相談支援体制を支える仕組みづくりを進めます。

◆主な取り組みの方向性

- 高齢者やその家族が早期に相談につながるよう、さまざまな機会を通じて、高齢者あんしんセンターの役割や相談窓口の周知を進めます。
- 高齢者あんしんセンターが地域における相談支援の中核機関としての役割を十分に発揮できるよう、関係機関との役割分担や連携を進めるとともに、専門職が専門性を十分に発揮できる体制の充実を図ります。
- 複雑・複合化する課題や制度の狭間にある課題に対応するため、高齢・障がい・生活困窮・こどもなど各分野の関係機関との連携を強化し、分野を越えて支援できる体制づくりを進めます。
- 認知症の人への専門的ケアや支援が困難な事例に対応できるよう、既存の専門的な支援機能を活用し、専門相談や困難事例への支援、医療・介護との連携を強化します。
- 職員研修の実施や専門職間の連携、情報共有を通じて、高齢者あんしんセンター職員の相談対応力や支援の質の向上を図ります。

◆目標

めざす目標	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
高齢者あんしんセンターの延べ相談件数	50,000 件	50,000 件	50,000 件



（2）地域ケア会議の充実

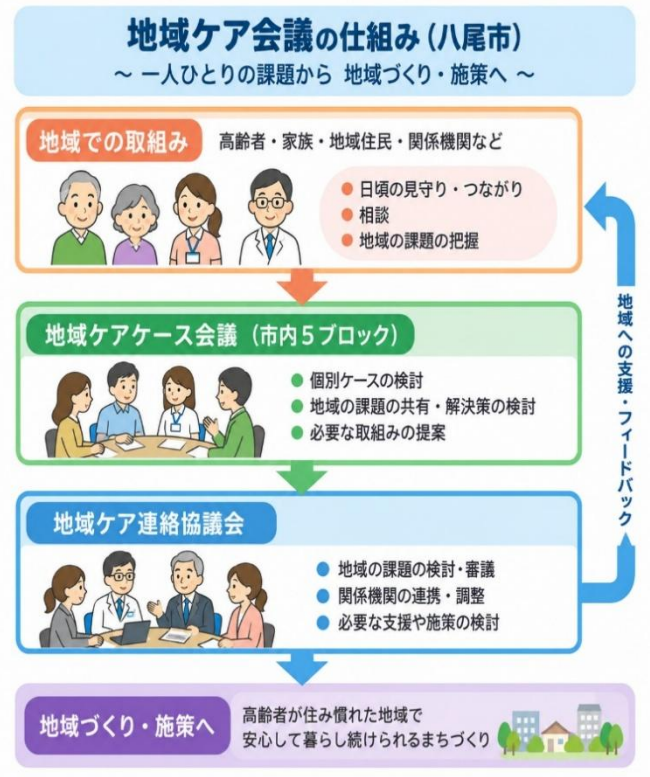
◆現状と課題

地域ケア会議[15]には、高齢分野だけでなく、障がい、こどもなど多様な分野の関係機関が参画し、顔の見える関係づくりや分野を超えた連携体制の構築を進めていますが、複雑・複合化した課題を抱える高齢者等を、関係機関が連携して支援につなぐ体制は整備されているものの、継続的な支援や見守りを担う体制の充実が課題となっています。

◆八尾市での取り組み

●地域ケア会議　～一人ひとりの課題から地域づくりへ～

八尾市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉などの専門職や地域の関係者が集まり、支援について話し合う「地域ケア会議」を開催しています。
一人ひとりの困りごとを解決するだけでなく、そこから見えてきた地域に共通する課題を共有し、必要な支援や地域づくり、施策につなげていきます。







市内5ブロックで行う
地域ケアケース会議

◆施策の方向性

保健・福祉・医療等の連携による効果的な総合調整を進め、地域全体のネットワーク化を一体的に推進します。

◆主な取り組みの方向性

- 要介護となるおそれのある高齢者及び要介護高齢者等を対象に、保健・福祉・医療及び地域との円滑な調整を図りながら、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整の推進を目的とした、地域ケア会議のさらなる充実を図ります。さらに、多職種連携によるケアプランの検討を通じて、ケアマネジメント力の向上を図ります（自立支援型地域ケア会議）。
- 保健・福祉・医療・介護の関係機関と地域・行政の連携により、高齢者に対する虐待防止及び見守り体制の充実を図るとともに、孤立防止や生活支援体制の強化を推進します。また、支援が必要でありながら相談やサービス利用につながっていない高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげる取り組みを進めます。
- 地域ケア会議では、個別事例の検討や関係機関との意見交換を通じて、地域の支援課題を把握し、必要な支援や施策の検討につなげることで、高齢者の在宅生活の継続を支援します。
- 複雑化・多様化する困りごとを地域全体で支えるため、障がいや生活困窮、こども等の他福祉分野との連携を強化し、分野横断的に支援ができる体制づくりを進めます。
- 居住支援協議会等との連携を深め、住宅確保要配慮者に対して、適切な住宅等への円滑な入居を促進し、暮らしを支えるセーフティネットの充実を図ります。

◆目標

めざす目標		令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域ケア会議開催回数		145 回	145 回	145 回
	連絡協議会（全体会議）	2回	2回	2回
	ケース会議（地域別会議） （うち臨時会議）	143 回 （121 回）	143 回 （121 回）	143 回 （121 回）

（3）地域における見守り体制の強化

◆現状と課題

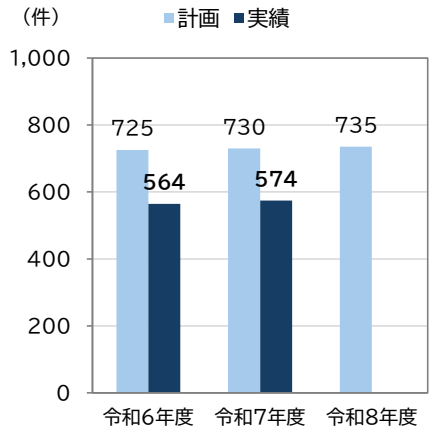
一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加を踏まえ、地域住民や関係機関、民間企業等と連携し、地域で支え合う見守りネットワークのさらなる充実が必要です。また、要介護認定者等の災害時要配慮者支援[16]については、地域団体、社会福祉施設、介護サービス事業所等と連携した支援体制を構築し、避難支援の実効性を高めていくことが求められています。

◆八尾市での取り組み

八尾市では、「高齢者見守りサポーターやお」の取り組みを通じて、地域のみなさんに、高齢者を「目にかけ、気にかけ、声かけて」いただく、見守り活動を進めています。日常の中で、いつもと違う様子や気になることがあれば、高齢者あんしんセンターなどの相談機関へ連絡していただき、必要な支援につなげています。

また、市内のスーパー・コンビニ・金融機関等の事業者のみなさんにも、日頃の業務を通じて見守り活動にご協力いただいています。協力事業者の登録は、随時受け付けています。

■見守り活動への協力事業者数
（累計）





協力事業者は、店頭や車両などにステッカーを貼ることで、見守り活動の周知に協力いただいています

◆施策の方向性

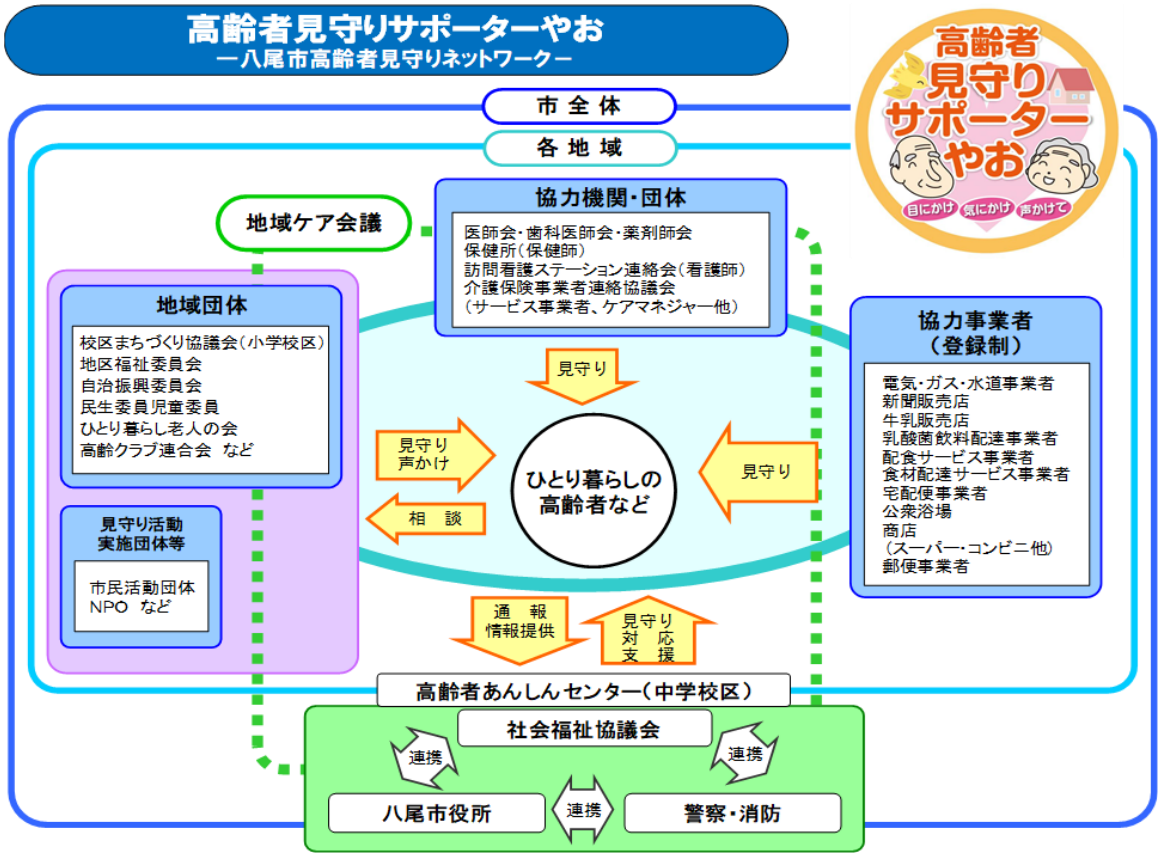
高齢者の小さな変化に気づき支え合う地域ぐるみの見守り体制を構築し、災害時の避難支援も含めた、総合的な生活安心基盤を強化します。

◆主な取り組みの方向性

- 1人暮らしや地域との関りを持たない高齢者の孤立を防ぐため、民生委員児童委員協議会をはじめとした地域団体等によるアプローチを引き続き、実施します。
- 「高齢者見守りサポーター」の協力事業者を増やすとともに、見守り活動の周知を進め、地域における見守り体制の充実を図ります。
- 日常生活の中で見守り支援が必要な高齢者の相談窓口として、高齢者あんしんセンターだけではなく、市、社会福祉協議会、介護事業者等、身近なところで相談できる体制の充実を図ります。
- 災害時の要配慮高齢者支援体制の構築に向けて、地域団体や介護サービス事業者等と連携しながら市全域でより実効性のある仕組み等について検討を行います。

◆目標

めざす目標	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見守り活動の協力事業者数(累計)	740 件	745 件	750 件



（4）在宅医療・介護の連携強化

◆現状と課題

在宅医療・介護連携推進会議[17]や多職種連携研修会[18]、ACP（人生会議）の普及啓発などを通じて、医療・介護関係者の連携体制の充実や、市民への普及啓発を進めてきました。医療・介護関係者の連携は進んでいるものの、本人の意思決定を尊重し、人生の最終段階まで切れ目のない支援を提供できるよう、多職種連携のさらなる充実や ACP の普及・実践を進める必要があります。

◆八尾市での取り組み

在宅医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者やその家族が、「これからも八尾で暮らしたい」という希望を実現できるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援をおこなっています。「自分らしく」最後まで生きるために、自らが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い、共有する取り組みも進めています。

八尾市版エンディングノート



わたしの人生の覚え書き（エンディングノート）と相談支援の情報が詰まった冊子を配布しています！



在宅医療・介護連携推進会議



「自分らしく」最後まで生きるために
医療や介護、大切にしていることについて
エンディングノートを使って考えてみました。

◆施策の方向性

高齢者あんしんセンターを主体とした会議や多職種連携研修会を活用して、ACP の啓発や医療と介護における連携強化を図ります。

◆主な取り組みの方向性

①切れ目ない在宅医療・介護の提供体制の推進

- ICT（情報通信技術）を活用して、地域の医療・介護間における情報共有や連携がとりやすい環境づくりを推進します。
- 在宅医療・介護連携推進会議等の場を活用し、三師会（八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会）等の多職種と退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りの考え方に加え、認知症の対応、感染症発生時、災害時対応を含めた「7 つの場面」における情報共有や意見交換を深め、地域の実情に応じた取り組み内容の充実を図ります。
- 大阪府や中河内二次医療圏の3市（八尾市・東大阪市・柏原市）、各保健所等と連携し、広域連携が必要な事項について調整を行います。また、医療と介護の連携が求められる看取りにおいて、自分の希望する医療や介護等を事前に家族で検討する機会（人生会議）について、多職種で連携しながら普及啓発を大阪府と連携して行います。

②研修会を通じた在宅医療・介護の連携強化

- 高齢者あんしんセンターを主体とした会議や多職種連携研修会を開催し、医療と介護関係者の連携強化を図ります。
- 感染症や災害時においても継続的なサービス提供を維持するため、医療と介護の円滑な情報共有や連携を進めます。特に、災害時等において、避難された災害時要配慮者が避難所等でも安心した生活が過ごせるよう、医療ケアと介護サービスの円滑な情報共有や連携体制の強化に努めます。
- 地域ケア会議や在宅医療・介護連携推進会議等の場において、在宅医療及び介護の関係者が連携にあたり、課題を抽出し、その対応策を検討し、地域の実情に応じた取り組みの充実を図ります。
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的に提供する体制の確保や医療・介護の連携強化を支援します。

◆目標

めざす目標		令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
認知症初期集中チームの延べ対応件数		100 件	100 件	100 件
在宅医療・介護連携推進会議開催数		2 回	2 回	2 回
在宅医療・介護連携に関する相談件数		40件	40件	40件
地域ケア会議開催回数		145 回	145 回	145 回
	地域ケア連絡協議会	2回	2回	2回
	地域ケアケース会議（地域別会議）（うち随時会議）	143 回（121 回）	143 回（121 回）	143 回（121 回）
多職種連携研修会参加者数		75人	75人	75人

基本施策3　権利擁護の推進

(1)認知症施策の推進

◆現状と課題

今後も、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症になってからも、本人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる地域づくりが一層重要となっています。

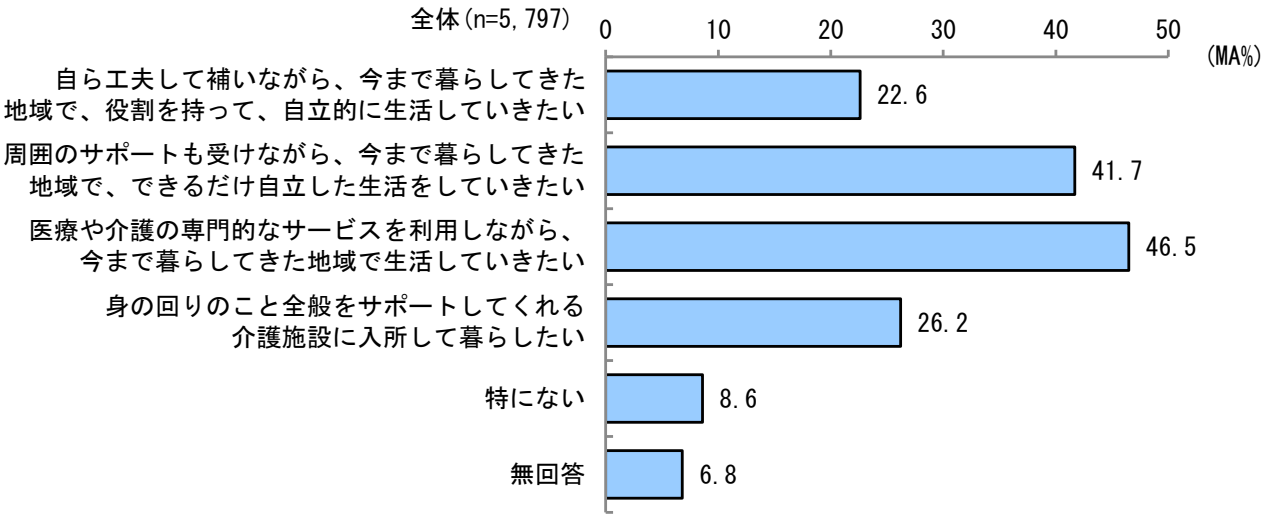
本市では、認知症地域支援推進員[19]や認知症初期集中支援チーム[20]による相談・支援、認知症サポーター及びオレンジパートナーの養成、チームオレンジの活動や認知症カフェ等の取り組みを進めてきました。また、一部の認知症カフェ[21]等では、認知症の本人が活動に参画し、自らの経験や思いを語る取り組みが始まっており、本人同士の交流や支え合いにもつながっています。

一方で、認知症に関する相談窓口が十分に知られていないことや、本人・家族が不安を抱えたまま、早期の相談や必要な医療・介護等の支援につながりにくい場合があります。また、認知症になっても本人が地域とのつながりや役割を持ち続けられるよう、本人の声を聴きながら、地域の理解、見守り、社会参加及び本人・家族への支援を一体的に進める必要があります。また、健康づくりや介護予防と連携した、認知症の発症・進行リスクの低減に向けた取り組みも必要です。

◆八尾市での取り組み

八尾市高齢者実態調査及び要介護認定者等実態調査からみる市民の意向

問6－7　あなたが認知症になったとしたら、どのように暮らしたいと思いますか。(複数回答可)



認知症になっても、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けたいとの意向がみられます。

◆施策の方向性

認知症施策は、普及啓発、相談支援、医療・介護連携、地域での見守り、権利擁護、社会参加などの取り組みを、本計画別冊「八尾市認知症施策推進計画」に基づき総合的に推進します。

「認知症になったら何もできなくなる」のではなく、認知症になっても、一人ひとりができることや希望を持ち、自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立ち、本人の思いを起点とした取り組みを進めます。

◆主な取り組みの方向性

- 「認知症を知り、ともに暮らす」ため、認知症や「新しい認知症観」についての理解を広げるとともに、本人の思いや体験を地域づくりに生かす取り組みを進めます。
- 「早めに気づき、安心して相談する」ことができるよう、認知症や MCI（軽度認知障害）について周知し、本人や家族が身近な場所で相談し、必要な支援につながる環境を整えます。
- 「必要な医療や介護とつながる」ことができるよう、本人の希望や生活状況を関係者で共有し、医療・介護・福祉等の多職種・多機関による切れ目のない支援を進めます。
- 「本人と家族が安心して暮らす」ことができるよう、相談支援を充実するとともに、本人や家族が安心して話し、地域とつながることができる場を充実させます。
- 「安心して外出し、地域で暮らす」ことができるよう、地域でのさりげない見守りや声かけを広げるとともに、行方不明時に早期発見・保護ができるよう、商店、企業等の理解と協力の輪を広げ、安心して外出できる地域づくりを進めます。
- 「自分らしく、役割を持って暮らす」ことができるよう、本人の意思と権利を尊重し、できることや得意なことを生かして社会参加ができる機会を広げます。
 - ➢ 各施策の具体的な取り組み及び効果検証については、本計画別冊「八尾市認知症施策推進計画」ご覧ください。

◆目標

めざす目標		令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
認知症サポーター人数（累計） （うち児童生徒の累計人数）		21,300 人 （8,500 人）	22,600 人 （9,300 人）	23,900 人 （10,100 人）
高齢者あんしんセンターでの認知症に関する延べ相談件数		7,000 件	7,000 件	7,000 件
認知症初期集中チームの延べ対応件数【再掲】		100 件	100 件	100 件
やおオレンジカフェ （認知症カフェ）	登録数	15 件	16 件	17 件
	延べ参加者数	1,680 人	2,030 人	2,380 人
徘徊高齢者家族支援事業登録者数		350 人	350 人	350 人
オレンジパートナー養成者数		80 人	90 人	100 人

（2）高齢者の虐待防止に向けた取り組みの強化

◆現状と課題

高齢者虐待については、認知症高齢者の増加や介護の長期化、養護者の負担等を踏まえ、虐待の早期発見・早期対応及び再発防止に向けた継続的な支援体制の充実が求められています。また、8050 問題やヤングケアラーなど複雑・複合化した課題を抱える世帯については、高齢者虐待の背景要因にもなり得ることから、関係機関が連携した包括的な支援体制の充実が求められています。

高齢者が入所する施設従事者等による虐待通報件数及び判断件数については、全国的な傾向と同様に、年々増加傾向となっています。高齢者が安全で安心して生活できる環境を整えるため、虐待防止に向けた継続的な啓発に加え、早期の調査及び再発防止に向けた徹底した改善指導を進める必要があります。

◆八尾市での取り組み

● 高齢者虐待の防止と支援の質の向上に向けた取り組み

市と高齢者あんしんセンター等が、虐待事案への対応や支援の経過を振り返る「レビュー会議」を開催し、対応上の課題や工夫を共有しています。また、地域ケア会議等を通じて、虐待の背景にある複合的な課題への理解を深め、関係者の対応力の向上と虐待の早期発見・早期対応、再発防止につなげています。



地域ケア会議（高齢者虐待に関する講演）



各圏域でのレビュー会議

施設等での虐待への対応では、指導担当と高齢者の相談支援担当等が参加するコア会議を開催しています。調査結果を共有し、高齢者の安全確保を重視しながら、虐待の有無や緊急性、対応方針を検討しています。



◆施策の方向性

介護事業者等との連携による早期発見・通報体制の強化や、実際に生じた事例に基づき、再発防止・継続支援に取り組む支援体制を充実します。

認知症高齢者・家族への支援や複合課題世帯への多機関連携を推進し、地域全体で高齢者の尊厳と安全を守る虐待防止体制を構築します。

◆主な取り組みの方向性

- 虐待を受けている高齢者を早期に発見できるよう、介護事業者等と密接な連携を行うとともに、早期発見・通報体制の強化を図ります。
- 集団指導等の機会を通じて、介護事業者等に対し、継続的に高齢者虐待防止や身体拘束廃止に関する周知・啓発を行い、虐待防止への意識を高めます。
- 被虐待者となる高齢者だけではなく、養護者への相談、助言等による早期のアプローチや虐待の要因等の分析を関係者間で連携して実施します。さらに、認知症高齢者やその介護を担う家族介護者への支援を強化することで、介護負担の軽減と虐待の未然防止を図ります。
- 養護者による虐待が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関による初動対応体制を整えます。また、地域ケア会議等を活用するなど、関係機関と虐待対応やその評価について協議することによる連携強化を図ります。
- 高齢者が入所する施設従事者等による虐待が発生した場合には、関係機関とも連携し、早期の調査を行うとともに、再発を防止するため、徹底した指導を行います。
- 虐待対応における支援の質を向上させるために、高齢者あんしんセンターが定期的に虐待への対応についてレビュー会議を開催し、ケース全体の評価及び振返りを実施します。これにより、再発防止と継続支援体制を整備し、地域の支援体制の強化を図ります。
- 8050 問題やヤングケアラー等、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題を有する世帯に対して、支援関係機関や地域住民等による多機関連携を推進します。あわせて、本市が取り組んできた重層的支援体制[22]を強化するとともに、包括的な支援体制の充実を図ります。

◆目標

めざす目標	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
権利擁護事業の延べ相談対応件数（高齢者あんしんセンター）	4,000 件	4,000 件	4,000 件
高齢者虐待のレビュー会議開催回数	20回	20回	20回

（3）権利擁護のための取り組みの充実

◆現状と課題

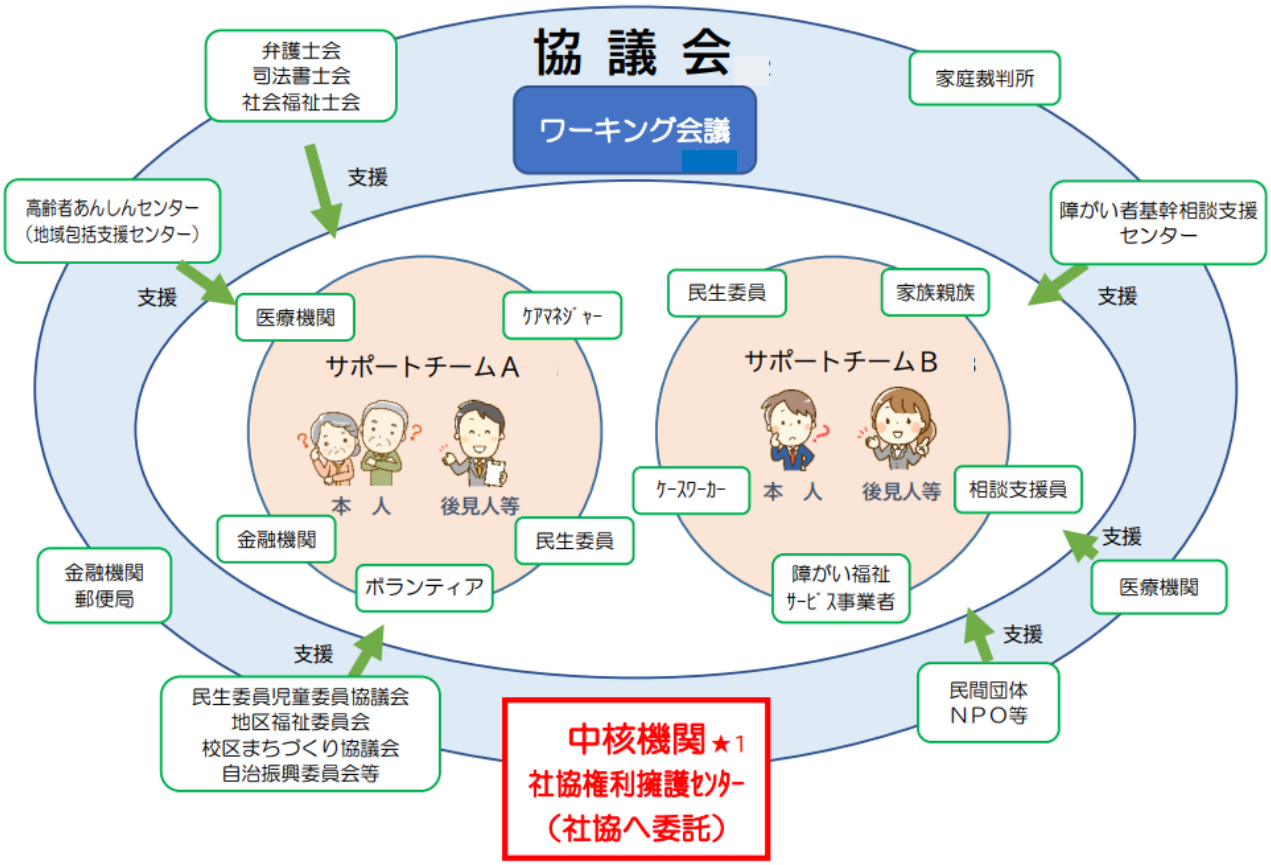
一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加を踏まえ、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援や意思決定支援の充実を図るとともに、制度の普及啓発や相談支援体制の強化が必要です。

身寄りのない高齢者が安心して地域で生活できるよう、現状の支援体制における課題、地域資源の状況等について実態を把握するとともに、必要となる支援内容や体制について整備を進める必要があります。

◆八尾市での取り組み

権利擁護支援の「ほっとかれへんネットワーク」体系図

みんなの「ほっとかれへん」を集約した成年後見制度が必要な人に、必要な支援を、みんなでつながり行っていく、八尾市の地域連携ネットワークのしくみです。



★1 「中核機関」は、社会福祉法改正により令和9年4月1日から「地域権利擁護相談支援センター」として位置付けられます。

◆施策の方向性

本人の意思を尊重する意思決定支援の視点を踏まえた相談支援体制の充実と、地域の連携ネットワークの強化により、高齢者の権利と尊厳を多角的に守る仕組みを充実させます。

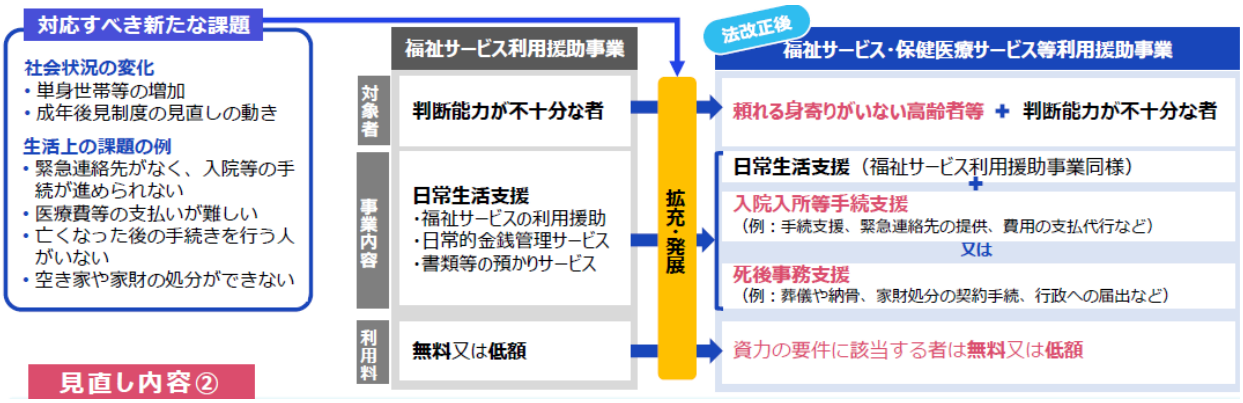
◆主な取り組みの方向性

- 成年後見制度等の高齢者の権利を擁護するための各種制度について、社会福祉協議会と協働し、周知及び相談窓口の充実を図ります。また、法改正や制度改正等に的確に対応し、適切な情報提供を行います。
- 本人の意思を尊重した支援を徹底するため、意思決定支援の視点を踏まえた相談支援体制の充実を図ります。あわせて、成年後見制度の円滑な利用促進を図るため、成年後見制度の市長申立て[23]の活用を行い、認知症等により判断能力が不十分な人の意思決定支援及び権利擁護の取り組みを、関係機関と連携して実施します。
- 八尾市成年後見制度利用促進計画（第4次八尾市地域福祉計画と一体的に策定）に基づき設置した、権利擁護センター「ほっとネット」において、高齢者あんしんセンター等との連携のもと、周知啓発と権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充に取り組むとともに、市民後見人[24]の活躍促進を図ります。
 また、身寄りのない高齢者等への支援についても、関係機関とともに検討を進めます。
- 高齢者等を狙った特殊詐欺や悪質商法による消費者被害を防ぐため、高齢者あんしんセンターでの権利擁護に関する相談窓口の周知及び関係機関による取り組み等の情報共有を図ります。

◆目標

めざす目標	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
成年後見制度市長申立て件数	23 件	24 件	25 件
市民後見人バンク登録者数 【八尾市社会福祉協議会】	57 人	60 人	60 人
市民後見人受任件数 【八尾市社会福祉協議会】	10 件	10 件	10 件

頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について（厚生労働省の法改正後の制度イメージ）



資料：厚生労働省・こども家庭庁「社会福祉法等の一部を改正する法律の概要について」より抜粋
（令和8年6月 25 日付け社援発 0625 第 10 号、老発 0625 第9号他の添付資料）

（4）高齢者の住まいの安定確保に向けた支援

◆現状と課題

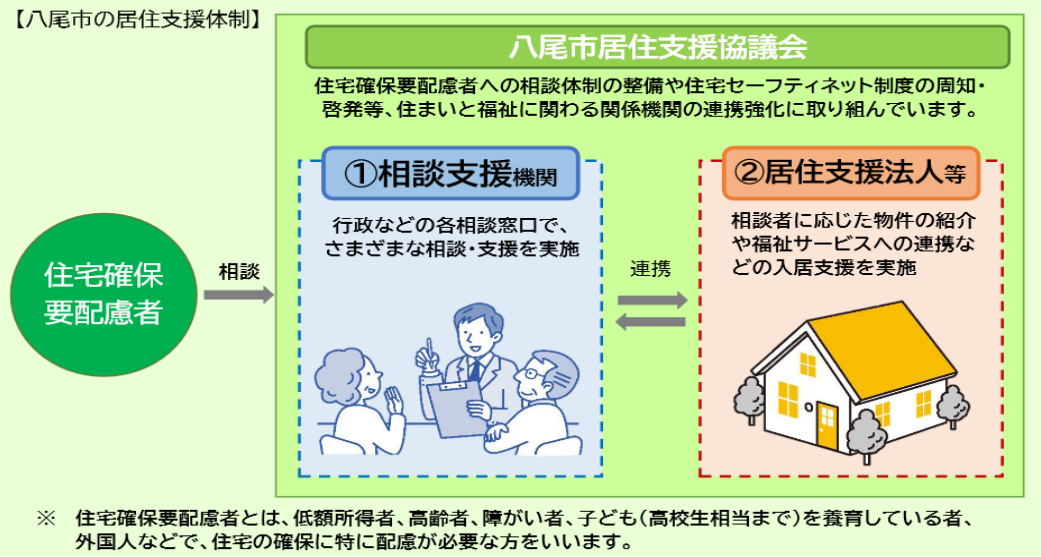
住まいに関する課題について、八尾市居住支援協議会を設置し、不動産関係団体と各相談支援機関や居住支援法人の顔の見える関係づくりを進めています。既存の相談支援機関だけでは対応困難なケースもあり、住まいの確保に配慮を要する人が安心して地域で暮らし続けられるよう、関係機関が連携して新たな仕組みを検討する必要があります。

一方、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し、国土交通省の住生活基本計画（全国計画）で定める成果指標の目標数値を大幅に超える供給状況となっており、市として、サービス付き向け高齢者住宅の整備は足りている状況にある旨の意見を公表しています。

利用者やその家族が希望に合った施設選びができるよう情報発信を行うとともに、有料老人ホーム等が高齢者の住まいにおける選択肢のひとつとして、サービスの質や事業運営の透明性を安定的に確保する必要があります。特に、該当事業を行っているにも関わらず、未届けや未登録の有料老人ホームについては、厳正かつ適切な指導監査を徹底する必要があります。

◆八尾市での取り組み

八尾市の居住支援のしくみ



居住支援に関する周知啓発を図るため、不動産事業者・家主等の不安解消を目的とした情報提供を行うセミナーの開催や、住まい相談者向け及び家主・不動産事業者向けの啓発用パンフレットを作成しました。



居住支援セミナーの開催

◆施策の方向性

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅について、適切な運営が行われるよう市の指導監査体制を強化するとともに、市民が最適な施設を選択できるよう、分かりやすい情報発信を行います。

◆主な取り組みの方向性

- 八尾市居住支援協議会を通じて、居住支援に関わる各関係機関が連携し、住宅確保要配慮者に対する適切な住宅等への円滑な入居のさらなる促進を図るなど、暮らしを支える住宅セーフティネットの充実を図ります。
- 国の制度見直しにより、令和 9 年度に開始予定の有料老人ホームの登録制度について、全ての該当施設が適切に登録を行うよう、指導の徹底を行います。
- 有料老人ホームに該当する可能性のある集合住宅について、実態把握を行い、適切な届出や登録がなされるよう、指導を行います。
- 介護保険事業者連絡協議会等との関係機関と連携をしながら、利用者や家族等に向けて、施設選びに資する情報発信や意識啓発を行います。

◆目標

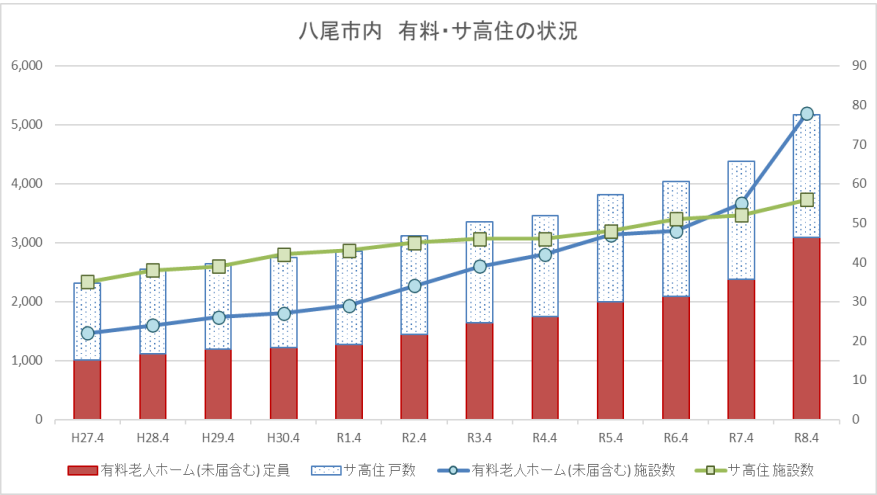
めざす目標	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
有料老人ホームの新たな登録制度に対する該当施設の登録割合	—	100%	100%
未届け・未登録の有料老人ホームに対する届出・登録指導した事業所の割合	100%	100%	100%

有料老人ホーム届出の徹底

●有料老人ホームに該当する「高齢者向け住まい」について、建築部局等とも連携し、実態把握を行い、有料老人ホームの届出をするよう促しています。

●届出のない「未届け有料老人ホーム」については、市ホームページで公表しています。

右のグラフは、暫定版です



基本施策4　介護保険制度の持続可能性の確保

(1)介護給付適正化の取り組みの推進　【介護給付適正化計画】

◆現状と課題

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適正に提供するよう促すことにより、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的とし、国が示す介護給付適正化の主要３事業「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」を実施しています。

一部の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅におけるサービスの囲い込みや過剰サービス等が全国的な課題となっており、本市においてはこれらの高齢者向け住まいが非常に多いことから、入居者の自立支援や重症化防止等に向け、指導の徹底等、適正化の取り組みの強化を図る必要があります。

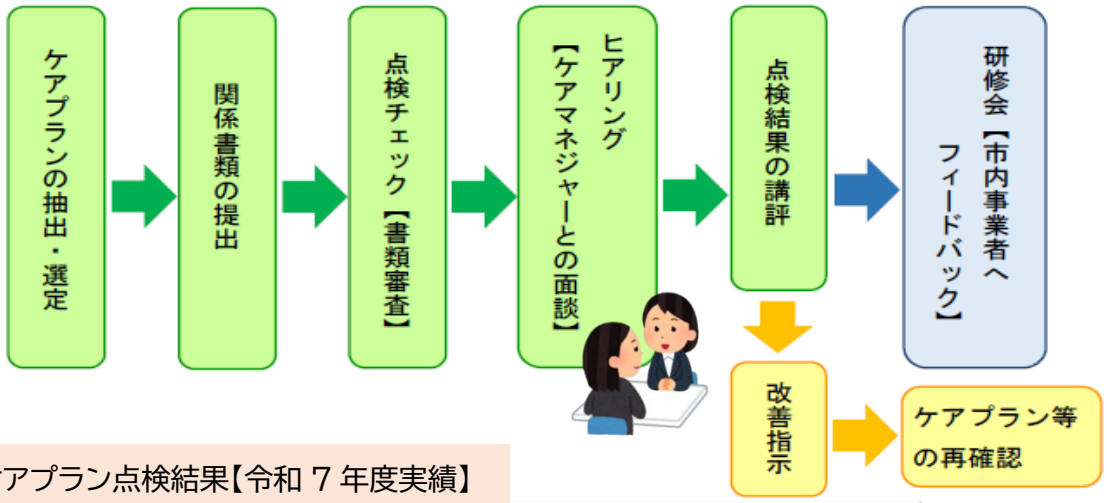
なお、令和7年 10 月より、適正化を推進する旗振り役として「介護給付適正化プロジェクトチーム」を設置し、適正化の啓発をはじめ、高齢者向け住まいの実態調査やデータ分析に基づく運営指導の強化、不正等の抑止対策や広域対応に向けた関係機関との意見交換や協議など、適正化の基盤づくりに取り組んでいます。

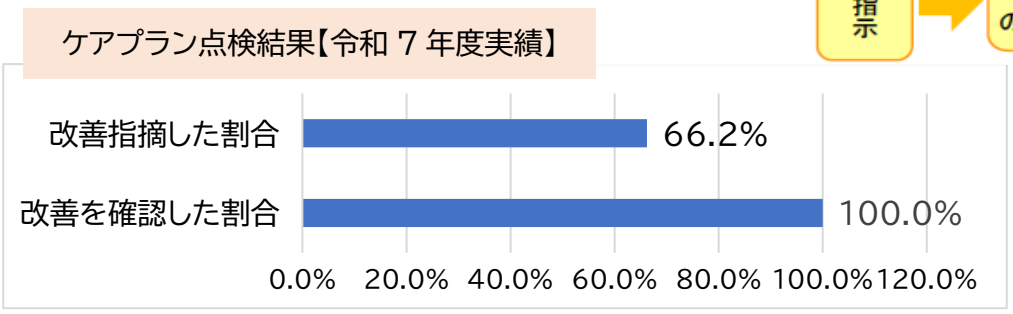
◆八尾市での取り組み

適正化の取り組みとして、ケアプラン等の点検・ヒアリング・改善指導を行い、ケアプランの質の向上やケアマネジメント力の向上、サービス提供の適正化に繋げています。

第9期計画期間においては、高齢者向け住まい入居者に対するケアプラン点検を強化しています。

●ケアプラン点検の流れ





◆施策の方向性

●介護給付適正化に向け、国が示す主要３事業について着実に取り組みます。
●要介護認定情報や給付データ、相談や外部通報などから課題を抱える事業者を抽出し、関係機関との情報共有や連携を図りながら、効率的かつ効果的に適正化の取り組みを進めます。
●関係部署と連携し、高齢者向け住まい等における適正化の取り組みを強化します。

◆主な取り組みの方向性

①要介護認定の適正な実施

- 公平性及び客観性を確保した調査を行うため、認定調査員の研修の充実を図ります。
- 新規申請だけでなく更新及び区分変更申請の認定調査についても必要に応じて市職員が実施します。

②ケアプラン等の点検

- 自立支援に資するケアマネジメントの実践に向け、ケアプランやサービスの点検を行います。とりわけ、高齢者向け住まい等、入居者に係るケアプランやサービスの点検を強化します。不適切な事案に対しては改善指導を適宜行うとともに、必要に応じて現地調査や運営指導・監査等に繋げるなど、関係部署が連携しながら適正化に取り組みます。
- ケアプランの点検により把握できた共通課題等について、研修を通じて市内の事業者に対しフィードバックを行い、全体のケアマネジメントの質の向上を図ります。
- 住宅改修の事前申請書類について、全件点検します。竣工後、現地確認が必要な場合には、専門職が訪問調査を行います。また、事業者に対し、住宅改修制度に係る研修を行います。
- 福祉用購入申請書類について、全件点検します。また、実際の利用状況等の確認が必要な場合には、訪問調査を行います。
- 介護給付費適正化システムや大阪府国民健康保険団体連合会から提供される帳票等を活用し、疑義のある給付について、事業所への確認を行います。

③縦覧点検・医療情報との突合

- 受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行い、不適切な請求が認められた場合には、その是正を図ります。
- 後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を点検・確認し、不適切な請求が認められた場合には、その是正を図ります。

◆目標

めざす目標	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
認定調査票の点検割合	100%	100%	100%
更新及び区分変更申請の市職員による調査件数	108 件	108 件	108 件
ケアプラン点検件数	300 件	300 件	300 件
住宅改修竣工検査実施件数	250 件	250件	250 件
福祉用具購入調査申請書全件点検	100%	100%	100%
医療突合・縦覧点検・点検帳票数	6 帳票	6 帳票	6 帳票

（2）介護サービスの質の向上、指導監査の強化　【介護給付適正化計画】

◆現状と課題

介護保険制度の要であるケアマネジャーに対し、ヒアリングや研修、積極的な情報発信等を行うことにより、地域全体のケアマネジメントの質の向上を図る必要があります。また、介護保険制度に対する信頼を維持するため、介護サービスに係る相談や苦情への迅速・適切な対応も求められています。

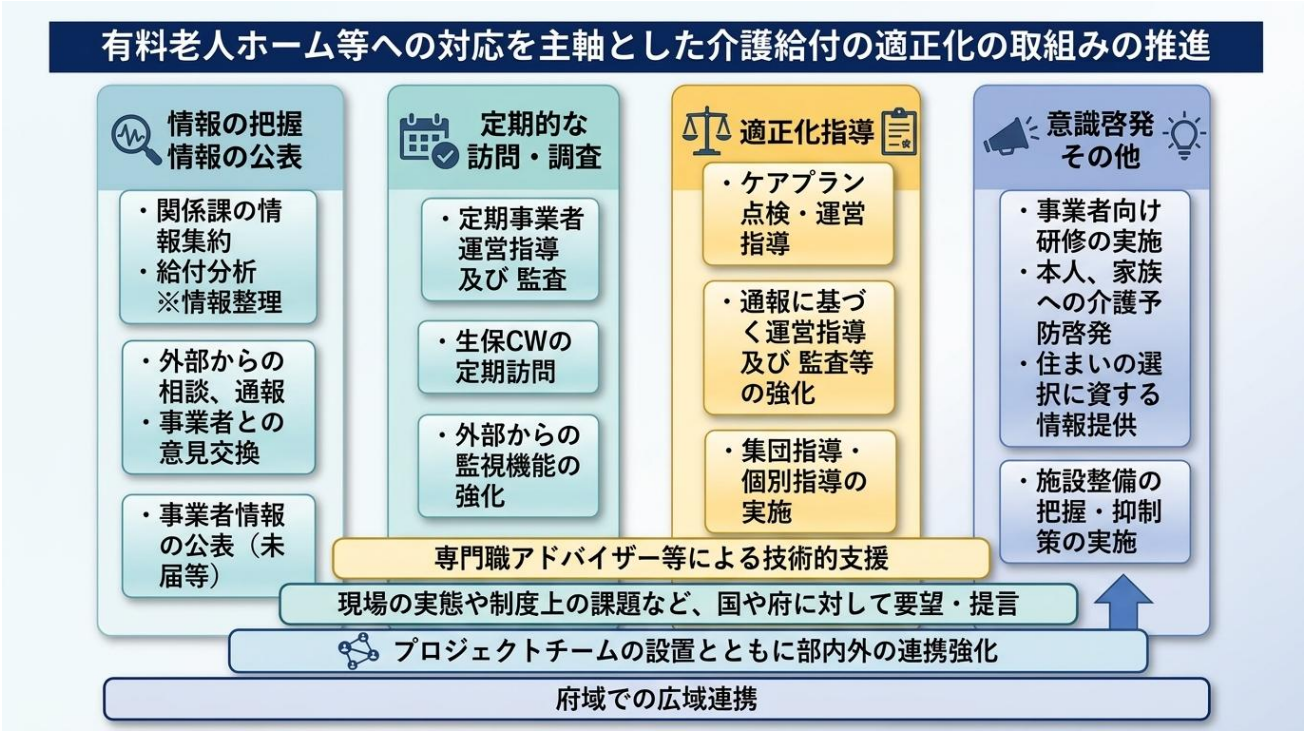
サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームは年々増加しており、高齢者にとって多様な住まいの選択肢が提供される一方、不適切な運営やサービス提供に関する通報や相談事案が増加しており、事業者の運営実態の把握や指導監査体制の強化が必要です。また、通報ダイヤルを設置し、サービス事業者による不正行為や不適切な事案等に関する状況把握を行っていますが、相談や通報への対応として、指導監査体制を強化するとともに、近隣自治体や関係機関との広域的・横断的な連携が必要です。

年々増加するサービス事業者に対し、サービスの質の確保や保険給付の適正化が果たされるよう、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上の運営指導を実施するため、効率的かつ効果的な指導監査体制を確保する必要があります。

◆八尾市での取り組み

給付適正化プロジェクトチームの設置

令和7年 10 月に給付適正化プロジェクトチームの設置を行い、介護給付と指導監査の両面から有料老人ホーム等でのサービスと給付の適正化に取り組んでいます。



◆施策の方向性

●介護サービスの質の向上に向け、ケアマネジャー等の専門職への研修実施や多職種連携を推進するとともに、介護事業者への指導・支援を充実します。
●給付適正化プロジェクトチームで培った関係機関との情報共有や外部からの情報提供、連携等の仕組みを継承し、より効率的かつ効果的な適正化の指導に繋げます。
●専門的な知識のある職員を配置し、より効率的かつ効果的な指導監査を行う体制を確保します。
●介護サービスの質の確保や保険給付の適正化につなげるため、サービス事業者に対し適切な頻度で運営指導を実施します。また、運営指導や通報等により法令違反や不正等の疑いがある場合は、迅速に監査を実施する体制を構築します。

◆主な取り組みの方向性

①介護サービスの質の向上

- 自立支援に向けた適切で効果的なサービスの提供を図るため、引き続きヒアリング等によるケアプラン点検や、事業者への積極的な情報提供を行います。
- ケアマネジャー等に対し、市や高齢者あんしんセンター、介護保険事業者連絡協議会等、さまざまな団体による多様な視点からの研修を行い、ケアマネジメント及びサービスの質の向上を図ります。
- 住宅改修や福祉用具の利用者の居宅に専門職を派遣し、利用者の自立支援や QOL 向上を図ります。
- 相談や苦情について、迅速に対応するとともに、広域的もしくは専門性を必要とする場合には、関係機関と連携し、適切に対応します。
- サービス事業者の申請及び届出の電子化により、サービス事業者の業務の効率化を進めます。

②指導監査の強化

- 運営指導の一部において指定事務受託法人を活用し、指導監査の実施頻度の維持・向上を図ります。
- 指定が複数の自治体にまたがる事業者の指導においては、他自治体との広域連携により、効率的かつ効果的な指導監査を実施します。
- 運営指導における ICT の活用等により指導監査業務の効率化を進めます。
- 行政処分に対応できる専門的な知識のある職員の育成に取り組むとともに、弁護士や元警察官等の専門人材を活用した指導監査体制を構築します。

◆目標

めざす目標	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
指定有効期間内に 1 回以上の運営指導が実施されている事業所の割合	81%	90%	100%

（3）介護保険制度の適正・円滑な運営

◆現状と課題

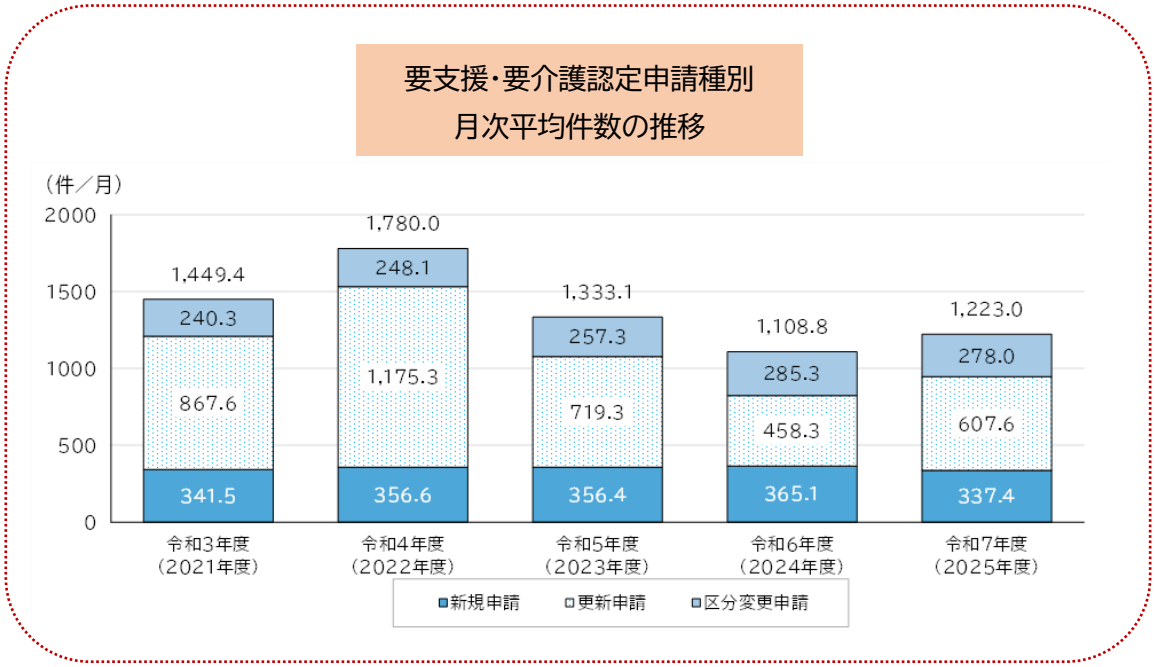
全国的に介護現場における人材不足が課題となっており、本市においても実態アンケート調査において職員確保が厳しい状況と感じている事業者が多く、担い手不足が深刻な課題となっています。

高齢者が日常生活を送る上で「どれぐらい介護や支援が必要か」を客観的に判定し、介護保険サービスを利用するための介護度を決める要介護認定制度については、申請件数が増加傾向にある中、認定調査を担う居宅介護支援員の確保が年々厳しい状況にあり、また平均の認定審査期間が法定の30日を超過していることから、認定調査の体制確保や認定審査事務の効率化が課題となっています。

また、介護保険制度を運営するための財源となる保険料の収納確保について、納付相談や滞納への収納対策の強化とともに、被保険者の利便性向上につながるよう、納付方法の拡大など環境の整備が必要です。

さらに、国・府や関係課、関係機関、事業者団体等の多様な機関と連携し、介護人材確保等につながる取り組みを進めることや、厚生労働省が整備を進める介護情報基盤の活用に向けて積極的かつ効果的な周知を進めていく必要があります。

◆八尾市での取り組み



◆施策の方向性

●認定調査事務や審査の効率化を図るとともに、介護保険料について、制度趣旨の周知、適正な賦課・徴収を進めます。

●国・府や関係機関、事業者団体等と連携し、介護人材の確保・定着や介護現場の生産性向上を図ります。さらに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護サービスの提供体制を整備するとともに、災害・感染症等に備えた事業者の取組を支援します。

◆主な取り組みの方向性

①要介護認定の効率的な実施

- 認定調査員の確保により、認定調査を適切に実施できる体制の確保に努めます。
- 審査会や認定調査の ICT 化に取り組み、申請から認定までの日数の短縮に努めます。

②保険料の適切な賦課・徴収

- 保険料収納率の向上を図り、適切な徴収を行います。滞納事案については、丁寧な納付相談に努めつつ、必要な措置については、法令等の規定に基づき厳正に対処します。また、生活課題を有する場合は適切に関係機関へつなぎます。
- 普通徴収について、納付時の利便性向上を目的に、新たにコンビニエンスストアでの納付取扱いを開始するほか、QRコードやスマートフォンアプリを利用した電子マネー等のキャッシュレス決裁を導入するなど、納付方法の拡大を進めます。

③介護人材の確保及び離職防止に向けた取り組み

- 介護に携わる人材の確保について、国や府と連携を取りつつ、資格を有しながら就業していない潜在的有資格者等、人材の発掘や活用を図ります。また、処遇改善や、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、多様な介護人材の受入れ環境の整備等の一体的な取り組みに努めます。
- 介護職員初任者研修を実施し、就労困難者等の一体的支援と連携した介護人材の確保を進めます。
- 介護現場の生産性の向上を図るため、介護ロボット・ICTの活用等、テクノロジーの導入や介護助手の活用など、国・府と連携し取り組みます。
- 国や府、近隣市、介護保険事業者連絡協議会等の多様な機関と連携し、介護人材確保や介護職の魅力発信、介護職の離職防止につながる取り組みを進めます。
- 事業者と連携して、市の事業の周知やハラスメント対策等の取り組みを実施します。

④介護保険サービスの環境整備

- 介護情報基盤の整備・活用を進め、介護関係者間の情報連携の効率化や事務負担の軽減を図ります。
- 国の基本指針が示すとおり、災害や感染症に対する備えとして、業務継続計画（BCP）の策定等について、庁内関係課や関係機関と連携して、介護事業者・利用者の支援を行います。
- 介護保険の施設や居住系、居宅の各種サービス提供体制については、サービスの質を確保し、需要と供給のバランスを図るため、利用ニーズや見込量、現行の稼働状況等を十分勘案しながら、必要な環境整備や総量規制を行います。また、地域密着型サービスについて、必要な供給量の確保やサービスの質の確保を図るため、居住系サービス以外にも公募制を適用します。

主な事業の内容

番号	事業名　【 】内は所管課	内容
1	健康相談 【健康推進課】	心身の健康、栄養・食生活、運動、健診（健康診断）の結果や医療機関の受診、フレイル予防に関すること等、個別の相談に応じ必要な指導及び助言を、電話、来所面接、オンライン等により実施します。
2	健康教育 【健康推進課】	生活習慣病の予防、その他健康に関することについて、正しい知識の普及を図るため、健康教育を実施します。また、八尾市民を中心とする5名以上の地域の団体・グループに対し、健康づくりを支援するため出前講座を実施します。
3	各種健（検）診事業 【健康推進課】	生活習慣病をはじめとする疾病の予防や早期発見を目的とし、がん検診、特定健診等、歯科健診、骨粗鬆症検診などの各種健（検）診を委託医療機関や保健センター等において実施します。
4	介護予防・生活支援サービス事業 【高齢介護課】	介護認定の要支援者等を対象に、従来の介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加えて、緩和した基準による生活援助サービスをはじめとした多様なサービスの提供を図ります。
5	介護予防教室（地域介護予防活動支援事業） 【高齢介護課】	身近な地域にある高齢者あんしんセンター等において介護予防教室を実施し、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康でいきいきした生活を送れるよう支援します。
6	自主活動立ち上げ支援（地域介護予防活動支援事業） 【高齢介護課】	「河内音頭健康体操」等を通して集まった自主グループが身近な地域で継続的に介護予防に取り組めるよう、サポーターの養成や通いの場の創出等の側面的支援を行います。
7	社会参加型介護予防事業 【高齢介護課】	成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用し、社会参加を通じた介護予防プログラムを令和8年度から3年間実施します。「気づきの場」で介護予防や社会参加への関心を高め、「学びの場」で前期高齢者や無関心層のニーズに応じたプログラムを実施し、「活躍の場」で自主グループ化を促進することで、地域活動への定着を図ります。
8	生活支援・介護予防サービスの体制整備事業 【高齢介護課】	生活支援・介護予防サービス協議会の設置や生活支援コーディネーターの配置により、ボランティア等の生活支援の担い手の養成や関係者のネットワーク化等を図ります。

9	老人福祉センター運営管理事業 【高齢介護課】	高齢者等の福祉の増進を図るために、市内3箇所に老人福祉センターにおいて、健康増進、教養の向上、レクリエーションの場を提供します。
10	高齢クラブ活動助成事業 【高齢介護課】	高齢クラブ連合会及び各地区単位クラブの活動に対して助成金を交付するとともに、高齢クラブ連合会の活動を支援します。
11	高齢者ふれあいサロン運営事業 【高齢介護課】	高齢者の交流や情報交換の場としての常設型の高齢者ふれあいサロンの住民主体による運営を支援します。
12	高齢者ふれあい農園事業 【高齢介護課】	高齢者のいきがいづくりを充実させるため、耕作を通じた農園活動を支援します。
13	シルバー人材センター事業 【高齢介護課】	健康で働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供するシルバー人材センターへの助成を行います。
14	高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)運営事業 【高齢介護課】	中学校毎に設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)等の専門職が高齢者自身やその家族等からの相談に応じ、要介護状態になるおそれのある高齢者のマネジメントや虐待・権利擁護への対応、困難事例の調節、ケアマネジャーへの助言等を行います。また、要支援者に対する介護予防支援事業を実施します。
15	地域ケア会議推進事業 【高齢介護課】	介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者及び要介 護高齢者等を対象に、保健・福祉・医療及び地域との円滑な調節を図りなが ら、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調節整を推進します。
16	災害時要配慮者支援 【高齢介護課、障がい福祉課、地域共生推進課】	「八尾市災害時要配慮者支援指針」に基づき、要介護認定者等の避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域団体や介護サービス事業所等との情報共有等、地域や介護サービス事業者と連携した要配慮者支援体制を構築し避難支援の実効性を高めます。 また、災害時における民間の社会福祉施設と協力し、円滑な避難の確保を図ります。
17	在宅医療・介護連携推進会議(在宅医療・介護連携推進事業) 【高齢介護課】	在宅医療と介護の連携を推進し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療・介護の支援体制を推進します。

18	多職種連携研修会（在宅医療・介護連携推進事業） 【高齢介護課】	地域の医療・介護関係者が、それぞれの専門性を理解し、「顔の見える関係づくり」を促進することで、専門職間のネットワーク構築を図ります。
19	認知症地域支援推進員（認知症総合支援事業） 【高齢介護課】	地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業者や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の本人とその家族を支援する相談業務等の充実を図ります。
20	認知症初期集中支援チーム（認知症総合支援事業） 【高齢介護課】	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の本人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進します。
21	やおオレンジカフェ（認知症カフェ） （認知症総合支援事業） 【高齢介護課】	認知症の本人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが自由に参加し、気軽に相互交流や相談等ができる地域に開かれた集いの場として、介護者の負担軽減を図り、認知症の本人とその家族を支える地域づくりを促進します。
22	重層的支援体制整備事業 【地域共生推進課】	「八尾市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、分野ごとの支援のみでは取り残してしまうような8050 問題やヤングケアラー等の複合的な課題を含む世帯に対して、各分野の支援者と連携し包括的支援を実施するため、「つなげる支援室」が中心となり、総合的な調整を行います。
23	成年後見制度利用支援事務 （成年後見制度の市長申立て） 【高齢介護課、障がい福祉課】	認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の権利を守るための成年後見制度について、情報提供や相談対応等の利用支援を行います。また、申立てできる親族がいない人について市長による申立てを行います。
24	市民後見人推進事業 【八尾市社会福祉協議会】	親族以外で後見業務を行う第三者後見人の新たな担い手として、身近な市民という立場で後見活動を行う市民後見人を養成し、適切に活動できるよう支援します。また、市民後見人バンク登録者や市民後見人OB等の活躍できる場の創出に取り組みます。